

# 能代市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～7年度

令和3年9月

秋田県 能代市

# 目 次

## 第 1 基本的な事項

|   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 能代市の概況                             |    |
|   | (1) 自然的、歴史的条件                      | 1  |
|   | (2) 社会的、経済的条件                      | 2  |
|   | (3) 過疎の状況                          | 2  |
|   | (4) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向 | 3  |
| 2 | 人口及び産業の推移と動向                       |    |
|   | (1) 人口の推移と動向                       | 4  |
|   | (2) 産業の推移と動向                       | 6  |
| 3 | 行財政の状況                             |    |
|   | (1) 行政の状況                          | 8  |
|   | (2) 財政の状況                          | 8  |
|   | (3) 主要公共施設等の整備状況                   | 10 |
| 4 | 地域の持続的発展の基本方針                      |    |
|   | (1) 過疎対策の方向                        | 12 |
|   | (2) 地域の将来像                         | 12 |
| 5 | 地域の持続的発展のための基本目標                   | 15 |
| 6 | 計画の達成状況の評価に関する項目                   | 15 |
| 7 | 計画期間                               | 16 |
| 8 | 能代市公共施設等総合管理計画との整合                 | 17 |

## 第 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 | 18 |
| 2 | めざす姿や状態                | 18 |
| 3 | 現況と問題点                 | 19 |
| 4 | その対策                   | 20 |
| 5 | 事業計画                   | 22 |

## 第 3 産業の振興

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 産業の振興の方針           | 23 |
| 2 | めざす姿や状態            | 23 |
| 3 | 現況と問題点             | 24 |
| 4 | その対策               | 28 |
| 5 | 事業計画               | 33 |
| 6 | 産業振興促進事項           | 36 |
| 7 | 能代市公共施設等総合管理計画との整合 | 36 |

|           |                                    |     |
|-----------|------------------------------------|-----|
| <b>第4</b> | <b>地域における情報化</b>                   |     |
| 1         | 地域における情報化の方針                       | 3 7 |
| 2         | めざす姿や状態                            | 3 7 |
| 3         | 現況と問題点                             | 3 7 |
| 4         | その対策                               | 3 8 |
| 5         | 事業計画                               | 3 9 |
| <br>      |                                    |     |
| <b>第5</b> | <b>交通施設の整備、交通手段の確保</b>             |     |
| 1         | 交通施設の整備、交通手段の確保の方針                 | 4 0 |
| 2         | めざす姿や状態                            | 4 0 |
| 3         | 現況と問題点                             | 4 1 |
| 4         | その対策                               | 4 2 |
| 5         | 事業計画                               | 4 4 |
| 6         | 能代市公共施設等総合管理計画との整合                 | 5 0 |
| <br>      |                                    |     |
| <b>第6</b> | <b>生活環境の整備</b>                     |     |
| 1         | 生活環境の整備の方針                         | 5 1 |
| 2         | めざす姿や状態                            | 5 1 |
| 3         | 現況と問題点                             | 5 2 |
| 4         | その対策                               | 5 5 |
| 5         | 事業計画                               | 5 8 |
| 6         | 能代市公共施設等総合管理計画との整合                 | 6 1 |
| <br>      |                                    |     |
| <b>第7</b> | <b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> |     |
| 1         | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針     | 6 2 |
| 2         | めざす姿や状態                            | 6 2 |
| 3         | 現況と問題点                             | 6 3 |
| 4         | その対策                               | 6 6 |
| 5         | 事業計画                               | 6 9 |
| 6         | 能代市公共施設等総合管理計画との整合                 | 7 2 |
| <br>      |                                    |     |
| <b>第8</b> | <b>医療の確保</b>                       |     |
| 1         | 医療の確保の方針                           | 7 3 |
| 2         | めざす姿や状態                            | 7 3 |
| 3         | 現況と問題点                             | 7 3 |
| 4         | その対策                               | 7 4 |
| 5         | 事業計画                               | 7 5 |
| 6         | 能代市公共施設等総合管理計画との整合                 | 7 6 |
| <br>      |                                    |     |
| <b>第9</b> | <b>教育の振興</b>                       |     |
| 1         | 教育の振興の方針                           | 7 7 |
| 2         | めざす姿や状態                            | 7 7 |

|   |                    |              |
|---|--------------------|--------------|
| 3   | 現況と問題点             | 7 8          |
| 4   | その対策               | 8 0          |
| 5   | 事業計画               | 8 3          |
| 6   | 能代市公共施設等総合管理計画との整合 | 8 6          |
| <b>第 10 集落の整備</b>                         |                    |              |
| 1   | 集落の整備の方針           | 8 7          |
| 2   | めざす姿や状態            | 8 7          |
| 3   | 現況と問題点             | 8 7          |
| 4   | その対策               | 8 8          |
| 5   | 事業計画               | 8 9          |
| <b>第 11 地域文化の振興等</b>                      |                    |              |
| 1   | 地域文化の振興等の方針        | 9 1          |
| 2   | めざす姿や状態            | 9 1          |
| 3   | 現況と問題点             | 9 1          |
| 4   | その対策               | 9 2          |
| 5   | 事業計画               | 9 3          |
| 6   | 能代市公共施設等総合管理計画との整合 | 9 4          |
| <b>第 12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>               |                    |              |
| 1   | 再生可能エネルギーの利用推進の方針  | 9 5          |
| 2   | めざす姿や状態            | 9 5          |
| 3   | 現況と問題点             | 9 6          |
| 4   | その対策               | 9 7          |
| 5   | 事業計画               | 9 9          |
| <b>第 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>           |                    |              |
|   | 自然環境の保全及び再生の方針     | 1 0 0        |
| 1   | 現況と問題点             | 1 0 0        |
| 2   | その対策               | 1 0 0        |
| 3   | 能代市公共施設等総合管理計画との整合 | 1 0 0        |
| <b>事業計画（令和 3 年度～ 7 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分</b> |                    | <b>1 0 1</b> |

# 第1 基本的な事項

---

## 1 能代市の概況

---

### (1) 自然的、歴史的条件

本市は、秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接しています。また、県都秋田市には 60km～80km の圏内にあります。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する 1 級河川米代川が市域の中央を東西に流れ日本海に注ぎます。下流部には能代平野が広がり、その両側は、広大な台地が広がり大部分が農地として活用されています。また南東部は、房住山を主体になだらかな丘陵地となっています。西部は、日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在しています。

気候は、四季の移り変わりが明瞭で、対馬暖流の影響により、年間の平均気温は 10 度前後と温暖ですが、冬は低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、降雪日数は平均 70 日程度あります。

面積は 426.95k m<sup>2</sup>（東西約 30km、南北約 35km）で、秋田県の面積の 3.7% を占めています。

能代地域は、檜山安東氏の時代、特に豊臣政権下では要請によって材木の移出が行われるようになり、さらに江戸時代、佐竹氏の統治下では能代には能代奉行がおかれ、秋田藩の財政を支える材木や銅などが米代川を利用して能代に集められ、材木や鉱産物の集散地として確固とした地位を築き、日本海交易の拠点として発展してきました。昭和 15 年に、能代港町、東雲村、榊村が合併して能代市が誕生しました。その後、17 年に扇淵村、30 年に檜山町、鶴形村、浅内村、常盤村を編入し、32 年に峰浜村の外荒巻、比八田、坂形の一部が編入され、市域が形成されました。

二ツ井地域は、江戸時代に佐竹藩の家老であった梅津政景が、比井野の開田を藩に願い出て、元和 2 年(1616 年)に着手しました。延長 12km に及ぶ岩堰用水によって比井野・薄井の開田が行われ、村がさらに発展しました。また、秋田藩の林政改革により、今に伝わる秋田杉美林の基礎が作られました。昭和 30 年に、二ツ井町、種梅村、富根村、荷上場村が合併して新町制を施行し、その後、同年に鷹巣町から旧七座村の小繫と麻生を編入、さらに響村を編入合併しました。また、33 年に能代市から荻又石と揚吉を編入して二ツ井町が形成されました。

平成 18 年 3 月 21 日、能代市と二ツ井町が合併して、新「能代市」が誕生しました。

## (2) 社会的、経済的条件

本市では、高規格幹線道路として、日本海沿岸東北自動車道が二ツ井白神 I C まで整備されており、また、令和 5 年度に二ツ井今泉道路が、令和 8 年度には日本海沿岸東北自動車道の全線が開通するとの見通しが示され、新たな連携や交流による地域づくりの可能性が広がるとともに、市街地の交通混雑の緩和、地域の防災ルートが確保されるなど、様々な面での整備効果が期待できます。

また、国道 7 号及び国道 101 号が市内を通っています。国道 7 号は、南の秋田市から北上して本市に入り、市街地南部から東に折れて大館市に通じる中軸道路で、本市の産業経済上重要な役割を担っています。国道 101 号は、北の青森県五所川原市に通じて、西津軽圏域との産業をはじめ、観光、人的交流などで重要な役割を果たしています。

鉄道網は、J R 奥羽本線と J R 五能線が通り、市域内に 8 駅あります。通勤・通学など地域住民の生活の足として、または他都市との広域交流・連携を支える交通機関として重要な役割を担っています。

農業は、耕地面積に占める水田の割合が約 8 割で、水稻や大豆、そば等の土地利用型農業が盛んな地域です。米を主体とした農業経営が中心であり、米価低迷により農業経営は厳しさを増しています。

林業は、所有面積 5ha 未満の零細林家が約 84% を占めており、少量分散型の施業になっています。林業就業者については、減少が著しく、高齢化が進む傾向にあります。

商業は、小売店数、従業者数、年間商品販売額ともに減少傾向が続いています。これは、国道 7 号などの幹線道路沿道に大規模商業施設が立地する一方、中心市街地の商店街では、営業店舗数が減少傾向にあり、商店街だけでは消費者にとって十分な買い物ができないという状況になっています。消費人口の減少に伴う売上全体の減少、インターネット販売等の物品売買の多様化、車社会の進展等、社会構造の変化が地域経済に大きく影響していると考えられます。

工業は、木材・木製品工業とともに、これに関連した機械工業などを中心に発展してきましたが、中小零細企業が多く、事業所数、従業者数とも減少傾向にあります。

## (3) 過疎の状況

本市の国勢調査における人口は、昭和 35 年の 82,722 人と比較すると、約 66% の 54,730 人(平成 27 年)まで、大きく減少しています。

この中で 15~64 歳の生産年齢人口は、昭和 55 年の 51,380 人から平成 27 年には 28,839 人へと大きく減少し、担い手不足や後継者不足などにより地域の様々な活動に大きな影響を与えています。加えて、高齢者の比率は昭和 55 年の 11.1% から平成 27 年には 37.8% へと増加し、全国平均の 26.6% に比べて 11.2 ポイント、秋田県平均 33.8% に比べても 4.0 ポイント高く、高齢化が進行しています。

過疎地域の指定は、平成2年に過疎地域活性化特別措置法に基づき旧二ツ井町が受け、さらに、平成22年に過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域の要件が拡大されたことから、能代市全域が受けました。これまでに地域の自立促進のため、農林業などの産業基盤の整備、生活環境の改善、定住促進、福祉・教育基盤の整備を行うとともに、再生可能エネルギー関連産業の創出、道の駅等、観光レクリエーション施設の整備による地域間交流の促進など過疎対策による地域活性化を進め、一定の効果が得られておりますが、人口の減少、特に若年層の流出は進んでおり、地域の自立を維持するにあたって大きな課題となっております。

今後も人口減少が続くことが見込まれる中、将来的に均衡のとれた人口構成を実現し、人口推移を安定させるためには、年少人口の割合を増やす必要があります。その年少人口の増加につながる鍵となるとともに、地域の活性化を担う生産年齢人口の確保につながる取組を積極的に推進する必要があります。

#### (4) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

本市を代表する産業は、製造業と農業です。製造業の中でも、特に木材産業は機械製材の導入・拡大により東洋一とうたわれるほどでしたが、近年は、森林の持つ公益的機能重視による天然秋田杉の供給量の減少や海外からの安い輸入材の増加、国内での木材需要の低迷などから、木材産業は不振に陥っています。

また、農業については従事者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足、稲作においては近年の米価下落によって、農家数は減少の一途を辿っています。

このような状況から、住民1人当たりの所得は、平成29年は271万円で、全国平均比では82.1%と下回っています。

産業のこうした停滞は、否応なく地域の人口動向に直接的に影響を及ぼすとともに、地域社会の維持運営にも大きな影を落としています。

このように、地域を取り巻く厳しい情勢をしっかりと認識しながら、市民の生活基盤の確立、特に若者の定住に結びつく産業の創出や雇用の確保を図り、地域発展への活路を見出していくことが求められています。

そのような中、再生可能エネルギー、特に風力発電の適地である本市を取り巻く状況が大きく変化してきており、国内でも先進的な洋上風力発電事業が本市沖で進められるほか、重要港湾である能代港が港湾法における海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に指定されました。また、日本海沿岸東北自動車道の全線開通の見通しが示され、新しい産業の創出等に向け、好条件が整いつつあります。また、木材産業における新規企業の立地や、ブランド化が図られているねぎの生産出荷額の増加など、今後の産業振興につながる兆しがあり、この好機をとらえ、地域の持続的発展に結びつけていく取組が必要となってきます。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口の推移と動向

本市の人口は、国勢調査によると昭和35年の82,722人から平成27年には54,730人となっており、この50年の間に33.8%の減少となっています。この間、昭和55年には一旦増加したものの、その後は減少が続いており、平成27年までの30年間の人口減少率は28.0%となっています。これは、進学や就業による若年層の流出や、それに伴う出生率の大幅な低下などが主な要因と考えられます。

平成17年から27年までの10年間では、14歳以下の年少人口は2,293人(30.7%)減少し、15～29歳の若年層は2,557人(33.6%)減少しており、逆に65歳以上の高齢者人口は、2,321人(12.6%)の増加となっています。人口構成においても、15～29歳の若年者比率が平成17年の12.1%から27年の9.2%に減少しているのに対し、65歳以上の高齢者比率は29.3%から37.8%と増加しており、急速に高齢化が進んでいます。

人口の動向は、日本全体の人口が平成16年をピークに減少に転じ、今後も減少が続くことが見込まれる中で、本市の人口も減少を続け、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)には31,757人になることが予想されています。また、少子高齢化の一層の進行により、若年者比率の減少と高齢者比率の増加が進むものと見込まれます。

また、能代市人口ビジョン(平成28年3月策定、令和2年3月時点推計)における人口の将来展望によると、人口減少対策の各種施策を講じた上で、令和27年(2045年)の人口は32,621人、人口構成割合では年少人口は12.2%(3,964人)、老年人口は43.1%(14,072人)になると推計されています。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分             | 昭和35年       |             | 昭和40年     |             | 昭和45年     |             | 昭和50年     |             | 昭和55年    |  |
|-----------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|--|
|                 | 実数          | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率      |  |
| 総数              | 人<br>82,722 | 人<br>80,576 | %<br>△2.6 | 人<br>77,011 | %<br>△4.4 | 人<br>75,176 | %<br>△2.4 | 人<br>76,028 | %<br>1.1 |  |
| 0歳～14歳          | 27,872      | 22,558      | △19.1     | 18,679      | △17.2     | 17,159      | △8.1      | 16,172      | △5.8     |  |
| 15歳～64歳         | 50,962      | 53,283      | 4.6       | 52,533      | △1.4      | 51,048      | △2.8      | 51,380      | 0.7      |  |
| うち15歳～29歳(a)    | 20,608      | 20,114      | △2.4      | 17,959      | △10.7     | 15,651      | △12.9     | 13,907      | △11.1    |  |
| 65歳以上(b)        | 3,888       | 4,735       | 21.8      | 5,799       | 22.5      | 6,969       | 20.2      | 8,476       | 21.6     |  |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>24.9   | %<br>25.0   | —         | %<br>23.3   | —         | %<br>20.8   | —         | %<br>18.3   | —        |  |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>4.7    | %<br>5.9    | —         | %<br>7.5    | —         | %<br>9.3    | —         | %<br>11.1   | —        |  |

| 区 分             | 昭和60年       |            | 平成2年        |            | 平成7年        |            | 平成12年       |            | 平成17年       |            |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                 | 実 数         | 増減率        |
| 総 数             | 人<br>73,649 | %<br>△ 3.1 | 人<br>69,516 | %<br>△ 5.6 | 人<br>67,816 | %<br>△ 2.4 | 人<br>65,237 | %<br>△ 3.8 | 人<br>62,858 | %<br>△ 3.6 |
| 0歳～14歳          | 14,568      | △ 9.9      | 11,934      | △18.1      | 9,972       | △16.4      | 8,436       | △15.4      | 7,468       | △11.5      |
| 15歳～64歳         | 49,001      | △ 4.6      | 45,739      | △ 6.7      | 43,584      | △ 4.7      | 40,229      | △ 7.7      | 36,994      | △ 8.0      |
| うち15歳～29歳(a)    | 11,548      | △17.0      | 9,837       | △14.8      | 9,740       | △ 1.0      | 9,150       | △ 6.1      | 7,604       | △16.9      |
| 65歳以上(b)        | 10,080      | 18.9       | 11,843      | 17.5       | 14,260      | 20.4       | 16,572      | 16.2       | 18,396      | 11.0       |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>15.7   | —          | %<br>14.2   | —          | %<br>14.4   | —          | %<br>14.0   | —          | %<br>12.1   | —          |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>13.7   | —          | %<br>17.0   | —          | %<br>21.0   | —          | %<br>25.4   | —          | %<br>29.3   | —          |

| 区 分             | 平成22年       |            | 平成27年       |           |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-----------|
|                 | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>59,084 | %<br>△ 6.0 | 人<br>54,730 | %<br>△7.4 |
| 0歳～14歳          | 6,530       | △12.6      | 5,175       | △20.7     |
| 15歳～64歳         | 33,180      | △10.3      | 28,839      | △13.1     |
| うち15歳～29歳(a)    | 5,988       | △21.3      | 5,047       | △15.7     |
| 65歳以上(b)        | 19,374      | 5.3        | 20,715      | 6.9       |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>10.1   | —          | %<br>9.2    | —         |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>32.8   | —          | %<br>37.8   | —         |

表1-1(2) 人口の見通し(能代市人口ビジョン)

|         | H27    | R 2    | R 7    | R 12   | R 17   |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H28.3推計 | 55,491 | 50,976 | 46,733 | 42,692 | 38,886 |
| R2.3推計  | 54,730 | 50,478 | 46,323 | 42,556 | 39,144 |
| 差       | ▲761   | ▲498   | ▲410   | ▲136   | 258    |
|         | R 22   | R 27   | R 32   | R 37   | R 42   |
| H28.3推計 | 35,255 | 32,083 | 29,477 | 27,411 | 25,712 |
| R2.3推計  | 35,905 | 32,621 | 29,859 | 27,610 | 25,710 |
| 差       | 650    | 538    | 382    | 199    | ▲2     |

## (2) 産業の推移と動向

就業人口総数は、人口が増加傾向から減少に転じた昭和 55 年から平成 27 年の 30 年間で 32.1%減少しています。

特に第 1 次産業の就業人口は減少が著しく、昭和 55 年から平成 27 年の 30 年の間に、65.6%減少し、平成 17 年から 27 年の 10 年間でも 27.3%の減少となっています。減少の要因としては、就業者が高齢化する中で、後継者の確保が困難であること、また、米価の下落などにより経営が不安定であることが挙げられます。

また、第 2 次産業の構成比率でも、平成 17 年の 27.7%に対し、27 年は 23.4%と減少しています。

一方、第 3 次産業の構成比率は全国的にも増加しており、本市でも平成 27 年では 67.9%となっています。第 3 次産業へのシフトは、大型小売店舗や事務所などの進出によるものと考えられます。

高齢者の就業が進んでいる一方、今後も、人口の減少により就業者数は減少するものと見込まれます。産業別では、第 1 次、第 2 次産業の構成比率が減少し、第 3 次産業の構成比率は増加するものと見込まれます。

表 1 - 1 ( 5 ) 産業別人口の動向 ( 国勢調査 )

| 区 分               | 昭和 35 年     |   | 昭和 40 年     |          | 昭和 45 年     |          | 昭和 50 年     |            | 昭和 55 年     |          |
|-------------------|-------------|---|-------------|----------|-------------|----------|-------------|------------|-------------|----------|
|                   | 実 数         |   | 実 数         | 増減率      | 実 数         | 増減率      | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率      |
| 総 数               | 人<br>36,943 | % | 人<br>37,606 | %<br>1.8 | 人<br>38,669 | %<br>2.8 | 人<br>36,185 | %<br>△ 6.4 | 人<br>36,423 | %<br>0.7 |
| 第 1 次産業<br>就業人口比率 | %<br>42.9   | % | %<br>35.0   | —        | %<br>29.8   | —        | %<br>24.3   | —          | %<br>17.1   | —        |
| 第 2 次産業<br>就業人口比率 | %<br>23.5   | % | %<br>27.8   | —        | %<br>28.3   | —        | %<br>28.9   | —          | %<br>31.5   | —        |
| 第 3 次産業<br>就業人口比率 | %<br>33.6   | % | %<br>37.2   | —        | %<br>41.9   | —        | %<br>46.8   | —          | %<br>51.4   | —        |

| 区 分               | 昭和 60 年     |            | 平成 2 年      |            | 平成 7 年      |            | 平成 12 年     |            | 平成 17 年     |            |
|-------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                   | 実 数         | 増減率        |
| 総 数               | 人<br>34,805 | %<br>△ 4.4 | 人<br>33,710 | %<br>△ 3.1 | 人<br>33,484 | %<br>△ 0.7 | 人<br>31,365 | %<br>△ 6.3 | 人<br>29,472 | %<br>△ 6.0 |
| 第 1 次産業<br>就業人口比率 | %<br>17.0   | —          | %<br>13.6   | —          | %<br>10.6   | —          | %<br>9.9    | —          | %<br>10.0   | —          |
| 第 2 次産業<br>就業人口比率 | %<br>29.5   | —          | %<br>33.8   | —          | %<br>33.0   | —          | %<br>30.3   | —          | %<br>27.7   | —          |
| 第 3 次産業<br>就業人口比率 | %<br>53.5   | —          | %<br>52.6   | —          | %<br>56.4   | —          | %<br>59.8   | —          | %<br>62.3   | —          |

| 区 分               | 平成 22 年     |            | 平成 27 年     |           |
|-------------------|-------------|------------|-------------|-----------|
|                   | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率       |
| 総 数               | 人<br>25,966 | %<br>△11.9 | 人<br>24,749 | %<br>△4.7 |
| 第 1 次産業<br>就業人口比率 | %<br>9.1    | —          | %<br>8.7    | —         |
| 第 2 次産業<br>就業人口比率 | %<br>25.3   | —          | %<br>23.4   | —         |
| 第 3 次産業<br>就業人口比率 | %<br>65.6   | —          | %<br>67.9   | —         |

### 3 行財政の状況

---

#### (1) 行政の状況

社会経済情勢の変化や住民生活における価値観の多様化などに伴って、行政に対する住民のニーズは多岐にわたり、さまざまな行政需要が生じています。

本市では第二次能代市行財政改革大綱に基づき、健全な財政運営の確保、変化に対応できる体制づくり、行政の事務や役割の見直しに取り組んできており、これらの改革の成果として、未利用土地の処分等による歳入の確保、物件費のマイナスシリング等による歳出の削減が図られました。また、市民サービスセンターの開設や延長窓口の実施、戸籍の電算化により市民の利便性が向上しました。更には、定員適正化計画の策定による職員数の適正化や職員手当見直しによる人件費の削減、庁舎整備による効率化、学校給食調理・運搬業務の民間委託等による業務の簡素化、効率化、公の施設への指定管理者制度導入による経費削減やサービスの向上が図られたことなどが挙げられます。

今後も、最少経費で最大効果を発揮できるよう、行財政運営の基盤となる行政資源である財源や財産（もの）及び人材（ひと）の確保・活用とそのため組織や体制（しくみ）の再構築を行い、持続可能な行財政運営基盤の確立を目指す必要があります。

#### (2) 財政の状況

本市の財政状況は、令和元年度決算において、実質収支は6億6,268万5千円の黒字で、財政力指数は0.45、経常収支比率は94.4%となっています。

歳入総額は278億6,941万8千円で、そのうち40.8%を地方交付税と地方債に依存している状況です。

歳出総額は270億9,664万8千円で、27年度より2.9%減少しています。

地方債現在高は、この4年間で7.4%増加しておりますが、実質公債費比率は6.8%から7.0%とほぼ横ばいに推移しています。

今後の見通しは、歳入では、風力発電や能代火力発電所3号機の設置により固定資産税が増加するものの、長期的には人口減少や地価の下落により市税としては減少が見込まれ、普通交付税では市税の減や公債費の増による増加が予想されますが、人口減少により大きな伸びは期待できず、歳入全体では減少傾向となる見込みです。

歳出においては、庁舎や道の駅ふたつ揃い整備事業債等の償還に伴う公債費やごみ処理施設更新に伴う補助費等の増加が見込まれており、歳出予算の削減を着実に実行していかなければ、赤字決算が続くことが予想されます。このため、最少の経費で最大の効果を上げられるよう過疎対策も含め、既存のすべての事務事業について、原点に立ち返り、その必要性、緊急性、効果などの観点から厳しく見直しを行い、事務事業の統廃合や効率化に努め、財政の健全化を一層進める必要があります。

表 1 - 2 ( 1 ) 財政の状況

(単位：千円、%)

| 区 分             | 平成 22 年度   | 平成 27 年度   | 令和元年度      |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A          | 26,592,281 | 28,976,882 | 27,869,418 |
| 一般財源            | 16,306,670 | 16,436,625 | 16,361,120 |
| 国庫支出金           | 3,270,619  | 3,980,331  | 3,805,523  |
| 都道府県支出金         | 2,133,831  | 2,086,715  | 1,901,156  |
| 地方債             | 2,955,990  | 3,816,400  | 2,567,700  |
| うち過疎債           | 645,900    |            |            |
| その他             | 1,925,171  |            |            |
| 歳出総額 B          | 26,001,884 | 27,900,534 | 27,096,648 |
| 義務的経費           | 11,979,244 | 11,854,547 | 12,240,920 |
| 投資的経費           | 2,929,230  | 4,114,016  | 2,838,029  |
| うち普通建設事業        | 2,864,878  | 4,096,458  | 2,838,029  |
| その他             | 11,093,410 |            |            |
| 過疎対策事業費         | 1,002,683  |            |            |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 590,397    | 1,076,348  | 772,770    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 93,284     | 199,699    | 110,085    |
| 実質収支 C-D        | 497,113    | 876,649    | 662,685    |
| 財政力指数           | 0.47       | 0.44       | 0.45       |
| 公債費負担比率 (%)     | 14.3       | 14.0       | 16.7       |
| 実質公債費比率 (%)     | 13.3       | 6.8        | 7.0        |
| 起債制限比率 (%)      | 9.2        |            | 4.8        |
| 経常収支比率 (%)      | 85.3       | 87.6       | 94.4       |
| 将来負担比率 (%)      | 65.0       | 25.6       | 21.9       |
| 地方債現在高          | 26,197,510 | 30,186,312 | 32,414,604 |

### (3) 主要公共施設等の整備状況

#### (道路)

高規格幹線道路網は、日本海沿岸東北自動車道が二ツ井白神 I C まで整備され、首都圏と直結しています。県北部側では、北秋田市の蟹沢 I C まで開通し、二ツ井今泉道路が令和 5 年度完成に向けて整備が進められています。

幹線道路網は、国道が 2 路線 (7 号・101 号)、県道は富根能代線ほか 13 路線であり、高速道路と連携する広域交通ネットワークを形成しています。

市道については令和元年度末で 1,513 路線、延長 744km で、改良率は 58.2%、舗装率は 69.3%となっています。

農道については、令和元年度末で耕地 1ha 当たりの延長が 1.2m、林道については、林野面積 1ha 当たりの延長が 7.6mとなっています。

#### (上下水道)

水道普及率は、令和元年度末で 92.1%となっています。能代地域では、主に公営の上水道などにより飲用水を確保していますが、二ツ井地域は地下水に恵まれていることから、主に簡易水道や飲用井戸などによって飲用水を確保しています。

水洗化率は、令和元年度末で 69.3%となっています。生活排水処理施設は、能代地域では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により、二ツ井地域では、全域を合併処理浄化槽により、整備を進めています。

#### (医療・福祉)

市内の医療施設は、令和元年度末で病院 5 施設、診療所が 71 施設です。人口千人当たりの病院・診療所の病床数は、23.7 床となっています。

高齢者福祉の公共施設は令和元年度末で、介護保険適用施設としては、特別養護老人ホーム 2 カ所 (定員計 160 人)、老人デイサービスセンター 3 カ所 (定員計 100 人)、認知症対応型共同生活介護事業所 (グループホーム) 1 カ所 (定員 9 人) があります。

また、介護保険適用以外の施設としては、養護老人ホーム 1 カ所 (定員 70 人) のほか、老人憩の家や高齢者交流施設などの施設が 6 カ所あります。

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分               | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市 町 村 道           |             |              |              |            |
| 改 良 率 (%)         | 46.7        | 54.6         | 56.8         | 58.2       |
| 舗 装 率 (%)         | 52.1        | 66.2         | 68.5         | 69.3       |
| 農 道               |             |              |              |            |
| 延 長 (m)           | 9,346       | 9,346        | 9,346        | 9,346      |
| 耕地 1ha 当たり農道延長(m) | —           | 1.9          | 1.2          | 1.2        |
| 林 道               |             |              |              |            |
| 延 長 (m)           | 61,018      | 82,242       | 99,171       | 118,931    |
| 林野 1ha 当たり林道延長(m) | —           | 5.3          | 6.3          | 7.6        |
| 水 道 普 及 率 (%)     | 84.3        | 89.2         | 87.7         | 92.1       |
| 水 洗 化 率 (%)       | 9.6         | 33.6         | 48.6         | 69.3       |
| 人口千人当たり           |             |              |              |            |
| 病院、診療所の病床数 (床)    | 30.6        | 28.6         | 26.1         | 23.7       |

## 4 地域の持続的発展の基本方針

---

### (1) 過疎対策の方向

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有しています。

本市では、これまで過疎対策として、非過疎地域との格差が残る道路などの社会インフラの整備を進めてきたほか、地域に賦存するあらゆる資源や地域内外の多様な主体の力を活用するなどしながら、本市の個性を発揮して自立できる地域社会の構築をめざして取組を進めてきており、一定の成果を得ています。

しかしながら、本市における人口の減少、特に若年層の流出が進み、未婚率の上昇や少子化の要因になっており、地域が持続的発展をしていくためには、これまでの施策をブラッシュアップしながら継続していくとともに、新たな取組にも意欲的にチャレンジしていく必要があります。

今後は、これまでの取組に加え、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方へのシフトといった過疎地域の課題解決に資する新たな動き、また、世界的な脱炭素化に向けた流れなどを好機と捉え、本市における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が図られるよう、全力を挙げて取り組むことが重要です。

今そこに住んでいる人々が、安心して暮らし続けることができ、また、暮らしたいと思う人々が暮らせる地域として、今後も持続的に発展していくことをめざします。

### (2) 持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に向けた地域の将来像

持続可能な地域社会の形成のためには、移住・定住を推進し能代で暮らす人の流れをつくること、出会い・結婚・出産・子育てに関する望みがかなう地域をつくること、安心して暮らせる元気な地域をつくることが重要となってきます。また、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のためには、本地域の資源を再確認し、それらを産業の振興に結びつけ、若者や子育て世代も安心して働けるしごとと環境をつくる必要があります。

そのために、様々な施策を推進することで、若者の地元定着やふるさと回帰等による社会減の抑制を図り、この地域の将来を見据え、「均衡のとれた人口構成」をめざしながら、人口減少が進む中でも市民が安心して暮らし続けることができる地域をめざします。

#### ① 若者や子育て世代も安心して働けるしごとと環境をつくる

洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの更なる導入・拡大を図るほか、

エネルギー関連産業への地元企業の参入を促進します。また、エネルギー関連分野へ携わる人材を育成するため、教育機関や研究機関との連携を図りながら、地域資源を活かした次世代エネルギーの導入により、活力を生み出す「エネルギーのまち」をめざします。

本市の農産物が付加価値を一層高められるよう、ネギをはじめとする戦略作物5品目の栽培面積の拡大を図り、ブランド化、大ロット化、高品質化のための生産体制の確立と生産出荷額の増加をめざします。また、6次産業化や企業・飲食店等と連携した農産物の地産地消に向けた取組を推進します。

森林資源を活用した地域の取組を支援するとともに、林業の担い手の育成を図ります。また、木材関係企業・事業所の技術開発力や販売力を高めるため、木材高度加工研究所等との連携により能代市独自の木製品等の研究・開発を進め、地場産材の需要拡大をめざします。

本市の地域特性を活かし、他の地域と差別化した、企業にとって魅力ある誘致条件を整備し、積極的な誘致活動を継続するとともに、誘致済み企業のフォローアップ強化、企業の人材確保に向けた取組の推進に努めるなど、企業活動を支援します。

起業に関する相談や研修、起業後の切れ目ないフォローで起業を望む人を後押しするとともに、後継者の確保や事業承継を考えている地元の企業・事業所と、首都圏等の人材とのマッチングを図り、地域内の経済活動の維持・拡大をめざします。

地域資源やイベントによる交流人口の拡大、「道の駅ふたつ」を核とした人の流れづくり、また、地域連携DMOあきた白神ツーリズムや観光関係団体と連携しながら、国内外からの誘客拡大をめざします。

#### <基本的な施策>

- ・次世代エネルギー関連産業の創出と企業誘致の促進
- ・既存産業の魅力向上
- ・起業と事業承継の推進
- ・地域資源を活かした交流人口の拡大

#### ② 移住・定住を推進し能代で暮らす人の流れをつくる

中学生や高校生を対象とした職場見学会・企業説明会を通じて、地元企業の魅力に触れ、理解する機会をより充実させるとともに、保護者等が子どもの地元就職を考える機会をより多く設けるなど、地元就職者の増加をめざします。

SNS等による地域の情報発信、大学生やUターン等を希望する県外在住者を対象としたインターンシップ、インターネットを利用した地元の企業・事業所の情報の効果的な発信などを通じ、移住者等の増加をめざします。

#### <基本的な施策>

- ・新規高校卒業生の地元定着の推進

- ・新規大学等卒業者や首都圏等在住者のふるさと回帰の促進
- ・能代での新たな暮らしを目指す移住・定住の推進
- ・情報発信と相談・サポート体制の充実

### ③ 出会い・結婚・出産・子育てに関する望みがかなう地域をつくる

出会いの機会の創出や、結婚への望みがあるものの、具体的な活動には結びついていない人への後押し等を通じ、出会い・結婚に関する望みがかなう地域をめざします。

幼児教育・保育・子育て支援体制の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減、ワーク・ライフ・バランスに対する企業の理解促進等を通じ、出産・子育てに関する望みがかなう地域をめざします。

#### <基本的な施策>

- ・結婚への望みをかなえるための支援
- ・出産・子育ての望みをかなえ暮らせる地域の実現

### ④ 安心して暮らせる元気な地域をつくる

若者の発想を活かした能代の未来につながる取組や、地域貢献に資する取組などを支援するとともに、リーダーやチャレンジャー等の育成にもつなげ、若者がスキルアップし、活躍できる地域をめざします。

各地域の実情に応じて公共交通の維持や対象エリアの拡大に努め、日常生活における医療・福祉・買い物等に必要な外出手段の確保をめざします。また、中心市街地等における空き店舗の利活用など、既存ストックの有効活用を図るとともに、都市機能の集積を進め、まちの賑わいにつなげます。

福祉医療・教育・産業・公共交通・移住・定住等の様々な分野において、「能代山本定住自立圏」を共に形成する藤里町・三種町・八峰町をはじめとする近隣自治体との連携を図り、広域的な視点とスケールを持った取組を推進し、安全・安心なまちづくりをめざします。

#### <基本的な施策>

- ・地域の未来を支える人づくりと地域づくり
- ・安全・安心な暮らしを守る都市機能の維持

## 5 地域の持続的発展のための基本目標

均衡のとれた人口構成の将来的な実現に向けて、人口の社会増減と自然増減の推移を常に検証していく必要があります。地域の持続的発展の基本方針に基づき、転入・転出増減数、合計特殊出生率及び出生数を指標とし、目標を設定します。

| 指標       | 基準値<br>(平成 27 年度) | 目標<br>(令和 7 年度) |
|----------|-------------------|-----------------|
| 転入・転出増減数 | -                 | 転入と転出の均衡        |
| 出生率      | 1.31              | 1.61            |
| 出生数      | 257 人             | 246 人           |

※転入・転出増減数及び合計特殊出生率は、「第 2 期能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要検証指標となっています。

<参考：直近の実績>

・転入・転出増減数

| 年度  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  |
|-----|------|------|------|------|------|
| 増減数 | △292 | △175 | △279 | △238 | △285 |

・合計特殊出生率

| 年度  | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生率 | 1.25  | 1.31  | 1.33  | 1.41  | 1.42  |
| 出生数 | 255 人 | 257 人 | 254 人 | 235 人 | 233 人 |

## 6 計画の達成状況の評価に関する項目

本市では、令和 2 年度に「第 2 期能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」）を策定し、人口減少の抑制や持続可能な地域社会を実現するための施策を推進しています。「5 地域の持続的発展のための基本目標」は、総合戦略において重要検証指標として設定されています。

総合戦略では、産・学・官からなる「能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」

を設置し、毎年、施策の評価、推進状況の確認等の進行管理を行っており、その評価をもって本計画の評価とし、本計画の見直し等に反映させていきます。

## 7 計画期間

---

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

## 8 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

能代市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）では、基本方針として次の4つを掲げており、本過疎計画に記載された全ての公共施設等の整備が、総合管理計画に適合しています。

### ① 施設保有量の適正化

今後、将来に渡って現在と同水準の公共施設等を維持し続けることは、財政的に困難なことは明らかです。また、人口の減少により、公共施設等に対する需要は減少することが見込まれます。

今後の財政状況や人口構造に見合った施設配置に努め、老朽化施設の統廃合や類似施設の複合化・集約化に取り組むことで施設保有量の適正化を図っていきます。

### ② 予防保全型管理による長寿命化

従来は損傷がある程度大きくなった時点で対策を行う「事後的管理」から、損傷が小さいうちから計画的に対策を行う「予防保全型管理」に転換し、公共施設等の長寿命化と維持管理や大規模修繕にかかる費用の削減を図ることで、ライフサイクルコストの低減を図ります。

### ③ 民間活力を生かした取組の推進

サービス水準を維持しながら計画的・効率的な維持管理を行うため、業務委託や指定管理者制度の更なる導入を推進するほか、効果等を検討した上で PPP/PFI 等、民間の資金やノウハウを活用する手法を検討します。

### ④ 次世代負担を見据えた施設マネジメントの推進

公共施設等は、その建設時の費用だけでなく、建設後数十年に渡って、維持管理費・運営費が発生します。また、建設費の財源の一部は、市債（市の借金）により賄われるため、市債償還のための財源は、将来の収入（次世代市民からの税金）により賄われます。

今後過疎地域の持続的発展に取り組むに当たり、新たに公共施設等を整備するときは、施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討します。

また、既存施設の管理運営にあたっては、予防保全型管理による長寿命化や民間活力を生かした取組の推進により、経費節減を図ります。

## 第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

---

### 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

---

当市の人口減少は、若者の首都圏等への流出が大きな要因であると考えられ、若者の定着・回帰を促進するとともに、県外からの移住者等を増加させ、社会減に歯止めをかけることが必要です。

また、高齢化が進む中山間地域を中心に、地域の担い手となる人材が不足してきており、従来の集落機能の維持が困難な地域が増えている一方で、地方の自然や環境に関心を持ち、地方の暮らしを希望する人が増えています。本市への移住者を呼び込むため、地域資源を最大限活用することで他の地域との差別化を図ることが重要となってきます。県や周辺自治体との連携のもと、移住希望者のニーズを的確に捉えるとともに、仕事や住まいに関する効果的な情報提供等を通じ、多様な人材の確保に資する移住及び定住を図ります。

地域間交流については、経済的な側面からのみならず、自らの地域の魅力を再発見できるなど、幅広い効果が期待できることから、地域資源を活かした特色あるまちづくりを展開し、都市をはじめとする他地域との交流を進めるための受入環境づくりに取り組みます。

今後、急速な人口減少に加え、都市部との人材獲得競争が過熱する可能性もあり、様々な分野における担い手不足の深刻化が見込まれるため、過疎地域の持続的発展に資する人材の確保・育成に向けた取組を強化していきます。

### 2 めざす姿や状態

---

(1) 移住・定住を推進し能代で暮らす人の流れをつくる

市への相談を経て移住した世帯数の増加をめざします。

(2) 出会い・結婚・出産・子育てに関する望みがかなう地域をつくる

出会い・結婚・出産・子育てに関する望みがかなうことにより、本地域における婚姻数が増加することをめざします。

(3) 地域資源を活かした特色あるまちづくり

地域の特性が活かされ、能代らしいまちづくりにつながることをめざします。地域の資源が認識され、観光や特産品、市のイメージ向上に活かされることをめざします。市の魅力が向上し、住み続けたいまち、暮らしたいまちになることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

#### (1) 新規高校卒業者の地元定着

- 本市の人口動態をみると、高校卒業後の進学・就職による首都圏等への転出超過が続いており、高校卒業時の地元就職を促進するとともに、県外へ進学・就職した人のUターンを増やしていく必要があります。

#### (2) 新規大学等卒業者や首都圏等在住者のふるさと回帰

- 近年の本市への移住については、出身者を含む世帯が高い割合を占めています。ふるさと回帰の流れをより大きくするためには、移住希望者に対して必要な情報を的確に伝えることや、細やかな相談対応が必要です。

#### (3) 能代での新たな暮らしを目指す移住・定住

- 全国的に首都圏等を離れ、地方の暮らしを希望する人が増えています。移住・定住を推進するためには、地域資源を最大限に活用することで他の地域との差別化を図り、仕事や住まいに関する情報提供等を通じ、受入体制の整備を進めることで、移住希望者のニーズに応える必要があります。

#### (4) 地域資源を活かした特色あるまちづくり

##### ○ 特色を活かしたまちづくり

高校バスケットボールの名門、県立能代科学技術高校（旧県立能代工業高校）の全国的な知名度を活かし、能代カップ高校選抜バスケットボール大会の開催や能代バスケミュージアムの運営等、バスケの街づくりを進めています。また、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の能代ロケット実験場があり、関係する6市町と銀河連邦を組織し交流しているほか、宇宙にちなんだイベントを開催しています。二ツ井地域では、明治天皇の東北巡幸の折、皇后のお手紙がきみまち阪で天皇を待っていたエピソードにちなんだ恋文をテーマとするまちづくりを進めています。

##### ○ 地域資源の活用

市内には、風の松原やきみまち阪、旧料亭金勇等の景勝地や歴史的建造物に加え、能代役七夕や能代七夕「天空の不夜城」といった伝統行事やイベント等、他に誇ることでできる地域資源が数多くあります。既に活用されている地域資源の更なる活用や、地域資源と捉えていながら十分な活用に至っていない地域資源の磨き上げ等により、交流人口の拡大につなげる必要があります。

##### ○ 市の認知度向上と愛着心の醸成

「バスケの街能代」として一定の知名度はあるものの、更なる観光客や移住者を呼び込み、地域経済を活性化させるためには、これまで以上に効果的なPRや、メディアへの露出頻度を増やすなど、市が持つ様々な魅力を広く情報発信し、認知度や好感度を向上させる必要があります。また、市民が市の持つ魅力を改めて

認識するよう、市内に向けても積極的に情報発信し、誇りや愛着心の醸成を図ることが必要となっています。

## 4 その対策

---

### (1) 新規高校卒業者の地元定着の推進

#### ○ 地元定着の促進とふるさと教育

中学生や高校生を対象とした職場見学会・企業説明会を通じて、経営者や業務に従事している方から直接話を聞くなど、地元企業の魅力に触れ、理解する機会をより充実させるとともに、保護者等が子どもの地元就職を考える機会をより多く設けるなど、地元就職者の増加につながる取組を推進します。

また、児童・生徒が豊かな自然に親しみ、地域の歴史・特色を学ぶなど、ふるさと教育の中で「郷土に対する思いと誇り」を高めるとともに、各高校で行う探究活動等、子ども達が地域の課題や未来を深く考えるきっかけとなる取組についても積極的に支援します。

### (2) 新規大学等卒業者や首都圏等在住者のふるさと回帰の促進

#### ○ 進学・就職による転出者との関係維持

SNS等のツールを活用し、市外へ進学・就職する人に対して、地域の話題や地元の仕事・就職に関する情報を継続的に提供することで新たな関係性の構築・維持に努めます。

#### ○ 雇用につながる機会の創出・効果的な情報発信

大学生やUターン等を希望する県外在住者を対象としたインターンシップ・企業見学を受け入れる企業・事業所を増やすとともに、インターネットを利用し、地元の企業・事業所の情報を効果的に発信するなど、移住者等の就職、企業・事業所の人材確保につながる取組を推進します。

### (3) 能代での新たな暮らしを目指す移住・定住の推進

#### ○ 移住希望者のニーズに応じた支援

移住して生まれ故郷で暮らしたい、豊かな自然や充実した子育て・教育環境の中で暮らしたい、就農したい、自分のスキルを活かして起業したいなど、様々な移住希望者のニーズに細やかに対応し、本市への移住・定住を積極的に推進します。

#### ○ 移住フェア等でのPR

秋田県やAターンサポートセンター等との連携を強化し、首都圏等で開催される移住希望者を対象とした相談会へ積極的に参加します。

#### ○ 移住体験メニューの充実

移住を考えている人が移住体験ツアーへの参加を通じて、この地域をより身近に感じ、最終的な移住・定住に結びつくよう、ツアー内容の充実や体験メニュー

の充実を図ります。

(4) 情報発信と相談・サポート体制の充実

○ 移住希望者の視点に立った情報発信

本市へのU I Jターンを考える人が、必要な情報を確実に得られるよう、ホームページやSNS等の各種媒体を活用し、本市での暮らしや仕事、観光等の情報の充実を図ります。

また、空き家バンク制度や、住宅リフォームの助成制度により、移住者の住まいの確保をサポートします。

○ 相談・サポート体制の充実

移住定住相談窓口において、移住希望者が本市における住居・仕事・福祉等の状況をワンストップで把握できるよう、細やかに対応するほか、関係団体等と連携して受入体制の充実を図ります。

(5) 地域資源を活かした特色あるまちづくり

○ 市独自の特色あるまちづくりを展開する

バスケットの街づくりをはじめ、宇宙のまちづくりや恋文のまちづくり等、市民と行政が一体となって、本市独自の特色あるまちづくりの展開を図ります。特色あるまちづくりを推進することで、まちの魅力を高め、多くの市民に地元への愛着や誇りを持ってもらうことにつなげます。

○ 市の魅力を高め発信する

景勝地や伝統行事、地元食材による郷土料理等、市の多様な地域資源の更なる活用を図るとともに、地域資源の掘り起こしと磨き上げを行い、それぞれの地域資源を連携させて、相乗効果により魅力を高めるよう取り組みます。また、市の産業、観光、文化、教育等の魅力を様々な媒体や手法により市内外へ情報発信します。

(6) 他の市町村との連携施策

○ 定住自立圏を構成する市町間の連携

今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。

○ 移住定住の促進

移住者のための就労支援や住環境の整備、首都圏等への情報発信等を連携して行い、圏域への移住定住を促進します。

○ 婚活支援事業の充実

圏域での成婚を促進するため、男女の出会いの場の創出等に取り組みます。

○ 情報発信の強化

圏域内住民の相互の交流や、圏域外住民との交流による移住を促進するため、様々な媒体を活用して広く情報発信を行います。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------------|--|------|----------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住定住<br><br>(2) 地域間交流<br><br>(3) 人材育成<br><br>(4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |      |          |    |

## 第3 産 業 の 振 興

---

### 1 産業の振興の方針

---

産業の振興による良質な雇用と安定した所得の確保は、人口、特に若年者の流出を抑制し、地域の持続的発展を図るために最も重要な施策です。

商工業、情報通信産業その他の産業振興については、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進、関連産業の立地・育成を図り、企業誘致や地元企業の意欲的な取組を促進するとともに、新たな産業の創出・育成、産業間の連携の推進、起業促進を図ります。また、生産性の向上に向けた先端的な技術の導入を促進するほか、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する方に対する支援に努めます。

農林水産業の振興については、農産物の産地化、加工品開発、林業及び木材関連産業の振興など、地域の特性を最大限に引き出しながら商品価値を高め、販売拡大に結びつける環境づくりを進めます。さらに、地域農業のビジネス展開を支える担い手の確保・育成を進めるとともに、地域間連携やブランド化推進による価格交渉力の向上、他産業との連携による6次産業化や高付加価値化、観光業との連携を図ります。また、生産基盤整備などにより、低コスト化や経営安定化に向けた経営基盤づくりを促進するほか、クマ等の鳥獣被害の防止に努めます。林業については、適正な森林管理に努め、森林資源のさらなる活用を進めます。

観光の開発については、関係人口の増加に向けて、定住自立圏を形成する市町の連携のもと、広域観光及びインバウンド誘客等を推進します。

各施策の実施により、良質な雇用の創出、安定した所得の確保、関係人口の増加につながることを期待されますので、地域の持続的発展の重要な役割を果たす産業の振興を図っていきます。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 地域特性を活かした産業創出

地域資源の利活用により、産業の創出や関連企業の立地につながることをめざします。能代港や高速道路の利活用により、地域に活気が出ることをめざします。

#### (2) 雇用とにぎわいを生み出す商工業

新たな企業立地や起業により、良質な雇用の機会が増えることをめざします。地元企業の活性化が進み、雇用創出等の効果を発揮できることをめざします。商店街に人が集まり、交流やにぎわいが生まれ、街に活気があふれることをめざします。

(3) 豊かな自然や伝統・文化を活かした観光

観光による交流やにぎわいが生まれ、地域に活気があることをめざします。豊かな自然や特色ある伝統行事、食文化等、地域資源の魅力により、来訪者の満足度が高まることをめざします。観光やイベントの情報発信が行き渡り、地域のイメージが高まることをめざします。

(4) 力強く持続する農業

地元産の農産物や加工品の市場評価が高まり、産地として確立することをめざします。農業が魅力的な職業として成り立ち、若い人を中心に農業の担い手が増えることをめざします。農業の生産性が高まり、経営の強化につながることをめざします。

(5) 山・川・海を生かす林業・木材産業・水産業

秋田スギの利用が進み、林業や木材産業の経営強化につながることをめざします。秋田スギの良さを伝え、木のまちとして、街なかで木のぬくもりを感じられること。産学官の共同研究等の成果により、林業や木材産業の育成につながることをめざします。森林の手入れや保全により、水の貯留や浄化などの機能を維持でき、水産資源の持続的な利用につながることをめざします。

(6) 快適で暮らしやすい住環境

安らぎのある憩いの場として、公園や広場などを安心して利用できることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

(1) 地域特性を活かした産業創出

○ 再生可能エネルギーの導入

秋田県沿岸地域では、風況の良さから、国内有数の風力発電の適地として陸上風力発電の導入が進んでいます。さらに、港湾内における洋上風力発電事業者の建設工事が進められているほか、一般海域においても法に基づき事業化が進められています。本格的な洋上風力発電の導入が進む中、その導入の効果を本市、また県内全域に最大限波及させるための取組が必要となっています。

○ 港湾機能の強化と利便性向上

能代港は港湾法における海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に指定され、国、県において今後増加が見込まれる洋上風力発電の建設工事に向けて、地耐力強化、ふ頭用地拡張等の整備が進められています。さらに、近い将来、能代市から県北地域を経由した高速道路の開通も見込まれるなど、能代港を中心とした洋上風力発電の拠点形成に向けた環境が整ってきており、今後、その実現に

向け地元が一丸となって取り組んでいくことが重要となります。

○ リサイクルポートとしての能代港

能代港は4万トン岸壁を有し、リサイクルポートの指定を受けており、資源リサイクル施設が多く立地する県北地域を後背地として、秋田県北部エコタウン計画との連携による地域経済活性化の核となる役割が期待されています。

○ 環境調和型社会の形成と関連企業の立地

本市を含めた県北地域は、秋田県北部エコタウンとして、国から承認された全国26地域の一つになっています。また、秋田県では、北部エコタウン地域における環境・リサイクル産業の集積を促進するとともに、この成果を県全域に拡大するため、第2期秋田エコタウンプランとなる「環境・リサイクル産業集積推進計画」を策定しています。本市では、これまで風力発電所の立地、石炭灰や廃プラスチックを活用した新素材製造の企業立地等、エコタウンとして取組を進めています。

○ バイオマスの利活用

二酸化炭素の増減に影響を与えない木材や廃食用油等のバイオマス燃料化をはじめ、地域で得られる食品残さの堆肥化といった取組が全国で進められています。本市では、バイオマス発電所が立地するほか、能代火力発電所では木質チップとの混焼が行われています。今後さらに、地域資源を活用した木質バイオマス発電の導入が検討されています。

(2) 雇用とにぎわいを生み出す商工業

○ 工業の状況

本市の工業は、木材・木製品工業のほか、これに関連した大型設備や構造物等の機械工業、リサイクル関連、医薬品関連等、様々な企業が事業展開をしています。地域での安定した雇用創出のためには、新たな企業の誘致のみならず、既存企業の経営維持・拡大が重要であると同時に、人材の確保が課題となっています。

○ 能代工業団地と企業誘致の状況

能代工業団地がほぼ分譲され、新たな企業立地や既存企業の拡張等のニーズに対応できなくなっています。本市の最重要課題のひとつである人口減少の抑制のため、若者の流出防止・流入促進が重要であり、新たな工業団地整備に向けて取り組む必要があります。

○ 起業の支援

本市では、事業を始めようとする経験の少ない起業家へ、事業の知識、経営資源等不足するものを補い支援するため、経験豊富な起業相談員による創業等に関する無料相談、起業に対する補助、創業塾の開催といった取組を行ってきました。起業は雇用創出の可能性のあることから、引き続き、起業しやすい環境づくりが必要です。

○ 能代山本の雇用情勢と新規高卒者の就職状況

能代山本の雇用情勢はここ数年、求人が求職者数を上回る状態で推移し、業種

によっては人手不足が深刻な状況が続いています。新規高卒者の就職内定率は、平成 27 年度から 7 年連続 100%を達成し、うち能代山本地域への就職割合は 4 割前後となっています。

○ 商業の状況

本市では、商店数、従業者数、商品販売額とも減少傾向に歯止めがかからない厳しい状況が続いており、今後もこの傾向が続くことが懸念されます。中心市街地の商店街では、営業店舗数が減少傾向にあり、商店街だけでは消費者にとって十分な買い物ができないという状況になっています。消費人口の減少に伴う売上全体の減少、インターネット販売等の物品売買の多様化、車社会の進展等、社会構造の変化が地域経済に大きく影響していると考えられます。

(3) 豊かな自然や伝統・文化を活かした観光

○ 豊かな自然と歴史

本市は、世界自然遺産白神山地と、それに連なる山々をはじめ、日本海、米代川、風の松原、きみまち阪、七座山、日本一高い天然秋田杉等の豊かな自然を有しており、これらの地域資源を最大限に活かした自然観察やトレッキング、カヌー等の体験型観光、歴史文化に接する観光等が求められています。

○ 地元食材と特色ある郷土料理

豊かな自然により育まれる食材も豊富にそろっており、米や酒はもちろん、地元の食材を活かしただまこもち鍋や鶴形そば、能代うどん、檜山納豆、豚なんこつ等、特色ある郷土料理がたくさんあります。こうした食の魅力の発信による誘客や特産品の販売促進をする必要があります。

○ 魅力あるイベントや伝統行事

能代役七夕や能代七夕「天空の不夜城」、港まつり能代の花火、きみまちの里フェスティバル、嫁見まつり等、本市には集客力のあるイベントや伝統行事が多くあり、更なる集客を図る必要があります。

○ 観光や交流の拠点施設

天然秋田杉をふんだんに使用した登録有形文化財の旧料亭金勇は、見学やイベント開催等、観光交流施設として様々な形で利用されています。また、平成 30 年度に移転した「道の駅ふたつ」は、国の「重点道の駅」に選定され、交流や情報発信の拠点としても期待されています。

○ 宿泊客の受入れ

本市を訪れる観光客のうち、宿泊を伴う割合は低い状況にあり、通過型の観光地に留まっています。このため、滞在型観光客をどのように増加させるかが課題となっています。

○ 地域連携と外国人旅行者への対応

観光客のニーズに対応し、魅力ある地域として広くPRしていくためには、能代山本地域や五能線沿線地域等との広域的連携の強化による観光地域づくりが必要となります。また、訪日外国人旅行者を積極的に取り込むための対応強化も

求められます。

○ スポーツ等合宿の誘致

能代山本地域では、スポーツ等合宿の誘致に努めており、民間と行政が一体となった受入体制を整える必要があります。

(4) 力強く持続する農業

○ 米と野菜の産地

本市の農業は稲作を中心としながらも、野菜等との複合化が図られています。稲作は米価の下落基調から、なお一層の生産性向上のほか、付加価値を高めるための取組が求められています。野菜では、近年、急激にブランド力を高めている白神ねぎをはじめとする戦略作物の栽培面積の拡大に取り組んでおり、県内でも有数の野菜産地となっていますが、季節の需要や品質、大ロット化等の市場ニーズに対応するため、今後も一層、生産・販売体制の強化を図る必要があります。

○ 消費者ニーズへの対応

安全・安心で良質なものを求める消費者ニーズやマーケティングへの対応が必要であり、生産量の確保や品質の均一化、白神ねぎをはじめとする農産物ブランドの確立、新たな付加価値化に努める必要があります。

○ 農業の担い手の確保

高齢化や後継者不足等により農家の減少が続いており、経営のスペシャリストとなる認定農業者の確保や農業法人・新規就農者の育成等、農業の担い手の確保が課題となっています。

○ 農地の集積とほ場整備

農業の担い手や法人への農地の集積を促進し、生産性の向上による効率的で安定的な農業経営の確立を図るため、大区画を主とした県営のほ場整備事業が進められています。

○ 農地の多面的な機能

集落の過疎化や担い手不足による耕作放棄もあり、自然災害を防止する機能や雨水を貯留する機能等、農地が持つ多面的な機能の保全が難しくなっています。

○ 農作物の鳥獣被害

これまでのサルによる野菜や果樹の被害のほか、近年はクマによる農作物や養蜂等の被害が発生しており、人里、また街なかでのクマの目撃も多数あることから、人身への被害も心配されます。

(5) 山・川・海を生かす林業・木材産業・水産業

○ 厳しい林業経営

外材の大量入荷が続き、国産材・地場産材の需要が低迷しているほか、秋田スギの価格も低迷し、林業経営は依然厳しい状況にあります。一方で、世界的な木材需要の増加や資源の自国管理・自国開発の高まり等もあり、木材需給の動向を

注視する必要があります。

○ 木材高度加工研究所との連携

本市の木材産業は、歴史的に挽き板等の高い加工技術を有していますが、中小零細企業が多いため技術開発力や販売力が弱く、資源依存型が中心となっています。技術立地型への転換を図るため、本市に立地する秋田県立大学木材高度加工研究所と連携し、技術の移転・定着を進め、消費者の多様なニーズに対応できる生産体制づくりを進める必要があります。

○ 秋田スギ販路拡大の取組

県内の木材供給量の約 4 割は外材が占めており、地域の住宅建築においても、地場産材の使用割合は低い状況にあります。県内木材業界では、乾燥秋田スギ認証制度を設けるなど需要拡大に取り組んでおり、本市においても、木材製品の品質向上を図り、地域や県内外への地場産材の販路拡大の取組を進める必要があります。一方、市内への木材関連企業の新規立地の動きがあり、市内の木材需要の拡大につながるが見込まれるため、状況の変化に対応していく必要があります。

○ 森林の保全と担い手の確保

集落の過疎化や高齢化による森林の管理放棄のほか、採算面から手入れが進まないこと等もあり、農地と同様に森林の管理・保全が難しくなっています。また、高性能な大型林業機械等を使った木材生産に対応していくため、高い技術と知識を持った林業の担い手の確保・育成が求められます。

○ 松くい虫被害の状況

松くい虫被害については、風の松原をはじめとする海岸砂防林を中心に薬剤散布や伐倒駆除を継続して行っています。被害量は平成 14 年度をピークに減少傾向にありましたが、21 年度からは隣接する自治体も含め再び増加に転じています。

○ 水産資源の維持・育成

本市は日本海に面しており、市の中央を流れる米代川とその支流では、釣りが盛んです。水産振興のため、水産資源の維持・育成を図っていく必要があります。

(6) 快適で暮らしやすい住環境

○ 公園施設の維持管理

本市の都市公園は、設置から 30 年以上経過したものが多く、老朽化した公園施設等の更新と適切な維持管理が求められます。

## 4 その対策

---

(1) 地域特性を活かした産業創出

○ 再生可能エネルギー関連産業を創出する

送電網の整備等、再生可能エネルギー導入拡大を加速するための環境整備につ

いて、国への働きかけ等を行いながら、風力やバイオマス、太陽光等を活用した、地元企業等による再生可能エネルギーの発電施設の更なる導入・拡大を図るとともに、メンテナンス・部品工場等の関連産業の創出や地元企業のマッチング支援、人材の育成に努めます。また、エネルギーのまちづくりの一環として、次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーの調査・研究を進めます。

○ 資源リサイクル関連産業を創出する

秋田県北部エコタウン計画と連携して、リサイクルポートとして能代港後背地の関連企業や関係団体による能代港の利活用を積極的に進めながら、資源リサイクル産業の創出を図ります。

また、地域資源である森林資源や農作物のほか、林地残材や農業残さ、食品残さ等のバイオマスの地域での利活用に努めながら、バイオマス関連産業の創出を図ります。

○ 能代港利活用の環境を整える

能代港湾計画に沿った能代港整備の早期実現と、風力発電関連やリサイクル関連の企業進出のための港湾の更なる機能強化・整備等について、国・県や関係機関に働きかけを行い、能代港利活用のための環境を整えていきます。また、地域の豊富な再生可能エネルギー資源と新たな技術の導入によるカーボンニュートラルポート形成に向けた研究をしていきます。さらに、新たな貨物の掘り起こしやクルーズ船の誘致等につながる取組を進めます。

(2) 雇用とにぎわいを生み出す商工業

○ 企業誘致や既存企業の活性化を進める

自然環境や立地条件、交通アクセス等の利点をアピールするとともに、各種の優遇措置についての情報発信に努め、新たなセールスポイントの検討やトップセールスを行いながら企業誘致に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、急速にテレワークが普及し、場所にとらわれない働き方が加速していることを踏まえ、情報通信業等のリモートワークが比較的容易な業種の企業誘致に向け、ワーケーションの促進やサテライトオフィスの整備等を検討します。そして、誘致企業に対しては、フォローアップ体制の強化を図ります。

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業等を含めた産業振興を図るため、地域の産業や企業のPRに努めるとともに、企業経営を支える融資あっせん等の支援を行い、企業の活性化に努めます。また、企業の人材育成や伝統的工芸品等の継承、振興を図るための後継者育成及び事業承継を支援します。

○ 起業しやすい環境を整える

起業、新商品の開発、新規分野への参入、販路開拓等に対する助成や、専門の相談員を配置した相談窓口等の創業サポートにより、事業者を支援します。また、様々な団体で行われている各種支援の周知に努め、起業意欲のある人への情報発信や情報収集を行い、起業しやすい環境を整えます。

- 若者を中心に雇用の場を確保する  
就業に役立つ資格取得の支援、新卒者や求職者の就業支援を重点的に行いながら、ハローワークや県、地元企業、関係団体と連携して、若者を中心に雇用の場の確保に努めます。
- にぎわいある商店街づくりを支援する  
商店会等が、集客を高めるため創意工夫し、にぎわいを創出して商店街の活性化を図る取組や、店舗の改装等による環境整備を支援するとともに、電子商取引に関する取組を促進します。また、中心商店街の空き店舗の取得や活用による、創業・起業者への支援や、空き店舗賃貸者への支援等、空き店舗の活用を進めます。

### (3) 豊かな自然や伝統・文化を活かした観光

- 自然や食を堪能できる環境を整える  
白神山地や風の松原、きみまち阪等の豊かな自然をはじめ、地域の観光資源をより深く掘り下げ、活かすとともに、観光ガイド等と連携して、自然環境を楽しめる環境を整えます。また、地元の農産物や食材、それらを活かした郷土料理等の魅力を首都圏や交流都市でPRするなど、誘客や特産品の販売促進につながる環境を整えます。
- 滞在型観光の受入体制を整える  
自然体験や農作業体験のほか、歴史や文化に触れるなど、体験型観光の受入体制を整えるとともに、スポーツ合宿等の誘致に努め、滞在型観光につながる取組を進めます。また、その受け皿となる旅館業への支援に努めます。
- 観光客を呼び込む情報発信を行う  
観光パンフレットやインターネットを活用した情報発信のほか、白神山地や五能線といったネームバリューを活用し、首都圏をはじめ国内外へPRします。また、能代山本地域や白神山地周辺地域、五能線沿線等の広域的連携を図るとともに、集客力向上の取組や情報発信により、観光エリアとしての魅力を高め、外国人旅行者を含めた誘客活動を展開します。
- 交流が広がるイベントや行事を支援する  
地域の魅力を向上させ、伝統行事を守り育てるとともに、大型七夕「天空の不夜城」をはじめとする新たな観光行事等、交流人口の拡大に向けたイベントや行事を支援します。

### (4) 力強く持続する農業

- 安全・安心な米と野菜の産地化を図る  
安全で安心な農産物の生産・販売はもとより、特別栽培等の売れる米づくり、野菜の新規栽培や園芸メガ団地をはじめとする作付の拡大に取り組む農家や農業法人を支援するとともに、消費者ニーズの視点に立った野菜生産を推進し産地化を図ります。

- 農産物の付加価値を高め販路を拡大する  
ねぎ等の戦略作物を中心とした野菜のブランド化及び地元産農産物の加工品生産や流通を含めた6次産業化等の推進により、農産物の付加価値を高めるとともに、飲食店等と連携した地産地消の普及拡大や首都圏等でのPR強化により、販路の拡大を図ります。
- 農業の担い手を育成する  
新規就農者への支援のほか、農業法人の設立支援や新卒者等の雇用促進により、農業の担い手の育成に努めるとともに、国の給付金事業と組み合わせた支援等により、青年就農者の定着を図ります。また、農業経営の生産性を高めるため、担い手への農地の集積を図り、複合経営化を進めます。
- 農業生産を効率化する  
効率的で安定的な農業経営に資するよう、ほ場整備事業等を推進し、担い手への農地の集積を進めるとともに、カントリーエレベーターの利用を促進します。また、農業水利施設の有効活用や長寿命化を進めながら、生産基盤の強化を図ります。
- 農地を保全する  
農地が持つ様々な機能を維持できるよう、中山間地域の農地保全等、地域が一体となった取組に対する支援等を行いながら、農地の保全に努めます。また、サルやクマ等による農作物被害等を防止するための追い上げや捕獲を行います。

#### (5) 山・川・海を生かす林業・木材産業・水産業

- 木材の利用と需要拡大を図る  
木材の生産から販売まで一体的に取り組める体制づくりや、秋田スギ活用のための新たな動き、新規企業の立地による需要の変化等に対応し、競争力のある企業の育成を図りながら、木の良さを生かし多様なニーズに対応した地場産材の需要拡大につなげていきます。また、地場産材の住宅等への活用を促進するなど地産地消を進めるとともに、気軽に木に触れられる機会を設けるなど、市民と行政、民間が一体となって木の良さを広め、木に親しめるまちづくりを進めます。
- 木材関連の研究機能を活用する  
木材高度加工研究所、秋田県木材加工推進機構、関連する大学や企業、団体等、産学官の連携を図りながら、技術移転や製品開発に結びつけるための環境を整えます。
- 林業の担い手を育成・確保し、適正な森林管理を推進する  
林業を支える人材の確保を図るため、秋田県林業大学校の研修生への支援等を通じ、林業の担い手を育成します。また、森林の所有者及び境界に関する調査を進め、現状を正確に把握することで、適正な森林管理を推進します。
- 林業生産を効率化する  
林道・作業道の路網整備や高性能林業機械の導入により、林業生産基盤の充実と低コスト化を図り、林業生産の効率化による持続可能な林業経営の確立に努め

ます。

(6) 快適で暮らしやすい住環境

○ 親しまれる公園や河川を整備する

公園や河川を適正に維持管理しながら、地域で愛着を持って手入れができる仕組みをつくるなど、市民の憩いや安らぎの空間として親しまれる公園や河川の環境づくりを行います。また、現在の公園設備のより一層の利活用を促進するため、市民や各種団体の声を聞きながら、再整備に向けた検討を進めます。

(7) 他の市町村との連携施策

○ 定住自立圏を構成する市町間の連携

今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。

○ 広域観光の推進

圏域の魅力ある観光資源を全国に発信し、誘客につなげるため、能代山本地域が連携して設立した地域連携DMOあきた白神ツーリズムをはじめ、各地域の観光関係団体とともに、より広域的な観光を推進します。

○ 地域資源を活用した経済の活性化

圏域経済の活性化を図るため、自然環境、歴史、文化、スポーツ、温泉、伝統芸能等の地域資源の有効活用や、特産品の販路拡大に取り組みます。

○ 企業誘致等による雇用機会の確保

圏域への企業誘致や地元事業所への支援等により雇用の場の拡大を図るとともに、新卒者・求職者の就業を支援します。

○ 農林水産業の担い手育成

圏域の主要な産業である農林水産業の担い手を確保するため、従事者の育成と新規就業者への支援等を行います。

○ その他産業振興全般に関する連携

産業振興全般について、定住自立圏を形成する市町のほか、秋田県、他市町村、各種団体等と情報共有を図りながら、連携して進めていくものとします。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容  | 事業主体  | 備考  |
|---------------|-------------------|---|-------|-----|
| 2 産業の振興       | (1)基盤整備<br><br>農業 | 県営ほ場整備事業<br>・下田平地区 A=103ha<br>・東雲原地区 A=152ha<br>・荷上場地区 A=68ha<br>・小掛・鬼神地区 A=24.5ha<br>・河戸川・浅内地区 A=252ha<br>・二ツ井地区 A=46ha<br>・種柳田地区 A=32ha<br>・榊地区 A=180.5ha<br>・麻生地区 A=20ha<br>・槐・常盤地区 A=50ha<br>・檜山地区 A=1.8ha<br>・外面・鎌谷地区 A=35ha<br>・仁鮎地区 A=21ha | 県     | 負担金 |
|               |                   | 団体営農業水路等長寿命化事業<br>・秋田県能代地区土地改良区<br>・能代市南土地改良区   | 土地改良区 |     |
|               |                   | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業<br>・轟地区 A=9.9ha  | 農業団体  | 負担金 |
|               |                   | 高収益作物支援事業<br>・小掛・鬼神地区 A=4.0ha   | 農業団体  | 補助金 |
|               | 林業                | 森林・林業活性化総合支援事業  | 森林組合  | 補助金 |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容   | 事業<br>主体                     | 備考  |
|---------------|--------------------|--|------------------------------|-----|
| 2 産業の振興       | (9) 観光又はレクリエーション   | 能代河畔公園整備事業<br><br>能代公園環境整備事業<br><br>赤沼公園整備事業<br><br>天空の不夜城推進事業<br><br>井坂街区公園整備事業   | 市<br><br>市<br><br>市<br><br>市 | 負担金 |
|               | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 市民プラザ事業<br>・事業の必要性：人口減少や高齢化が進むとともに、市街地の外延的拡大等により、中心市街地が衰退しており、中心市街地の商店街では空き店舗の増加が著しい。こうした状況に対応するため、街なかの魅力を向上させ、市の内外から中心市街地に人の流れを呼び込み、市中心部としてのコミュニティの維持及び活性化を図ることにより、日常的に人が集まり、気軽に滞在できるくつろぎの場所を設置する必要がある。<br>・具体的な事業内容：能代駅前の空き店舗を利用して、市民プラザを設置し、日常的に交流できるスペースとして定着させ、各種イベント、展示等を行い、情報・意見交換の場を提供する。<br>・事業効果：中心市街地の交流拠点として、人やニーズ、サービス、情報、モノをつなぐとともに、相乗効果が生まれ、中心市街地の賑わいづくりにつながり、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | 市                            |     |



## 6 産業振興促進事項

---

### (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種                                 | 計画期間                   | 備 考 |
|----------|-------------------------------------|------------------------|-----|
| 能代市全域    | 製造業<br>情報サービス業等<br>農林水産物等販売業<br>旅館業 | 令和3年4月1日～<br>令和8年3月31日 |     |

### (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「4 その対策」及び「5 事業計画（令和3年度～7年度）」のとおり

## 7 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

産業の振興に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

産業系施設の中には、民間の施設やノウハウを活用できる可能性のある施設も含まれることから、各施設の目的・機能を精査し、更新の可否を検討します。また、多くの施設で老朽化が進んでいることから、既存施設への機能移転・複合化を併せて検討します。

観光施設は、利用者数と維持・更新費用、地域への波及効果を総合的に勘案し、存続の可否を検討します。

公園附属建築物は、安全の確保を前提に、できるだけ施設を継続して使用していきます。更新の際は、利用状況に合った適切な規模とします。

## 第4 地域における情報化

---

### 1 地域における情報化の方針

---

現代社会は、情報通信技術の飛躍的な進歩により「情報社会（Society4.0）」と呼ばれるようになりました。近年では、超高速通信を可能にする「5G」、様々なモノがインターネットを介して人とつながる「I o T」、これまでは分析が困難だった膨大で複雑なデータの集合体の「ビッグデータ」と、その分析を可能にするA I技術など、社会の在り方に変化をもたらす新しい技術が進展しており、それらが実現された社会のことを「未来社会（Society5.0）」と呼んでいます。

未来社会を支える様々な技術は、総称して「未来技術」と言われますが、その活用の可能性は、日常生活や産業など、多くの分野にわたり、社会的課題の解決と経済の活性化に結びつく可能性を秘めています。

今後、本市においても、自治体D Xの推進によって目指すべき姿の検討を進めるとともに、未来技術の情報を収集しながら、実現可能性の研究・検討を進め、本市の特性に合った未来技術を活用していくことで、地理的・時間的な制約や人材不足など、この地域が抱える様々な課題の解決を図り、生活の利便性や満足度を高めていきます。

また、情報通信技術は距離的な制約を受けにくいという性質を踏まえ、この地域における関連産業の創出も視野に入れた取組を推進します。

### 2 めざす姿や状態

---

#### ○ 地域における情報化

本市の特性にあった未来技術の活用による地域課題の解決をめざします。

### 3 現況と問題点

---

#### (1) 情報化・デジタル化の推進

公共交通でのA Iを活用した実証が実施される等の情報化に向けた動きはありますが、今後さらにさまざまな分野での活用を推進していく必要があります。

#### (2) 高速情報通信基盤の整備

5G等の高速情報通信基盤は、一部地域のみ整備されており、今後の整備促進が期待されているところです。

#### (3) I C Tを活用した教育の推進

国が進めるG I G Aスクール構想に基づき1人1台端末整備がされましたが、その授業での活用方法等において、更なる教員のスキルアップが求められています。

## 4 その対策

---

### (1) 情報化・デジタル化の推進

距離や時間等の地理的格差を是正することができる I o T や A I、ロボティクスなどの革新的な技術の産業や医療・福祉、教育等の様々な分野での活用を推進します。

### (2) 高速情報通信基盤の整備

近年のスマートフォン等の普及やインターネットを利用した個人の情報発信、アプリケーション等の増大に対応したネットワークインフラの高速化・大容量化に伴い、通信網のデータトラフィックが飛躍的に増加しており、地域における情報化の推進のためには、光ファイバや 5G 等の高速情報通信基盤の整備が重要であり、地区の情報格差が生じないように整備を促進していきます。

### (3) I C T を活用した教育の推進

国が進める G I G A スクール構想に基づき 1 人 1 台端末整備がされており、アドバイザー配置による教員がスキルアップのもと、I C T 教育の一層の充実を図っていきます。

また、情報モラル教育を組織的・計画的に進めるとともに、各学校段階を通じたプログラミング教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成していきます。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---|------|----------|----|
| 3 地域における情報化   | (1) 電気通信施設等<br>情報化のための<br>施設<br><br>(2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |      |          |    |

## 第5 交通施設の整備、交通手段の確保

---

### 1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

---

交通施設の整備は、産業、経済、文化、生活など地域の発展のための根幹をなすものであり、地域の持続的発展のために不可欠な基本的要素であることから、引き続き整備を図る必要があります。

高速交通体系については、日本海沿岸東北自動車道が、二ツ井白神 I C まで開通し、新たな連携や交流による地域づくりの可能性が広がりました。能代港からの物流を含めた県北地域へのアクセス向上によって、さらに効果が発揮できるよう事業中区間の整備促進について、引き続き国・県へ働きかけを行います。

地域間交通体系については、地域がさまざまな分野で広域的に交流連携し、自立した質の高い地域社会を形成するため、バイパス建設や拡幅など、国道・県道の整備を促進するとともに、あわせて関連道路の整備と効果的な維持管理を進めます。

地域内交通体系については、幹線道への連絡道路、集落間連絡道路、生活密着道路などの整備と効果的な維持管理を進めます。また、冬期間の安全で快適な生活と円滑な交通を確保するため、効果的な除排雪を行うとともに、防雪施設の整備を進めます。

生活交通の確保については、路線バスや巡回バス、マイタウンバス、デマンド型乗合タクシーなど、地域生活の足となる交通の維持確保のための支援を行います。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 機能的で利用しやすい道路・交通ネットワーク

生活道路や側溝等の生活環境が整っていて、安全で快適に暮らせることをめざします。地域住民やボランティア等による除排雪の協力体制が整っていて、冬も安全に生活できることをめざします。路線バス等の交通手段が整っていて、快適に移動できることをめざします。

#### (2) 力強く持続する農業

農道の適切な維持管理や整備などによって、農地が効果的に活用、保全されることをめざします。

#### (3) 山を生かす林業

林道などの整備や適切な維持管理によって、森林が効果的に活用、保全されることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

#### (1) 機能的で利用しやすい道路・交通ネットワーク

##### ○ 地域の生活環境整備

生活道路や側溝等の維持や整備は、地域からの要望が多く、安全上緊急性があるものや老朽化対策が必要なものから優先的に実施しています。また、自治会等が道路等の維持補修を行う場合には、市から補修用の資材を提供するなど、市民との協働による生活環境の整備も行っています。

##### ○ 除排雪の連携と雪捨て場の確保

本市では、冬期間の通行を確保するため、幹線道路や生活道路の除雪を行っています。また、地域で行う排雪作業には、機械を貸出し協働して作業を行うほか、地域内での排雪場所の確保に対する支援も行っています。

##### ○ 地域の公共交通

車社会となっている一方で、高齢化により運転免許の返納等も進み、自家用車を利用できない世帯も増えています。また、路線バス等の公共交通機関は、人口減少や自家用車の普及等により利用者が減少しており、路線を維持していくことが難しくなっています。地域の実情に応じた公共交通を検討していく中で、デマンド型乗合タクシーを運行する地区が拡大しています。

##### ○ 高速交通ネットワークの整備

日本海沿岸東北自動車道は二ツ井白神 I C まで整備されており、事業が進められている二ツ井白神 I C ~ 大館能代空港 I C 間の整備促進による早期の全線開通が望まれます。全線開通により、迂回路の確保による交通混雑の緩和のほか、大館能代空港や能代港と連結することで、交通拠点を結ぶ高速交通ネットワークが確立され、地元企業の事業拡大や各種イベントによる地域間交流の促進、観光振興による入込客の増加、救急搬送時間の短縮等、様々な効果が期待できます。

##### ○ 利便性の高い鉄道網

在来線は、地域住民の重要な移動手段であり、利便性を高めることが求められています。平成 28 年には、秋田県が中心となり、県内の全市町村や関係団体で構成する秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会が設立され、同新幹線の整備促進に向けた運動が行われています。

#### (2) 力強く持続する農業

##### ○ 農道の整備状況

農道は、耕地 1ha 当たりの延長が令和元年度末で 1.2m となっており、効率的な農業生産のためには適切な維持管理が必要です。

#### (3) 山を生かす林業

##### ○ 林道の整備状況

林道は、林野 1ha 当たりの延長が令和元年度末で 7.6m となっており、効率的

な林業生産のためには、作業道なども含めた路網整備を計画的に進める必要があります。

## 4 その対策

---

### (1) 機能的で利用しやすい道路・交通ネットワーク

#### ○ 道路整備や排水対策を地域と連携して行う

地域から要望の多い生活道路や側溝等の整備は、安全上緊急性があるものや老朽化対策が必要なものを優先的に実施します。また、自治会・町内会等との協働で整備できるものについては、地域の協力や連携により対応していきます。

#### ○ 除排雪を地域と連携して行う

幹線道路や生活道路等の除雪や、地吹雪による視界不良を解消するための防雪柵を設置することにより、冬期間の通行を確保します。そのために、除雪事業者の確保に努めます。また、地域で除排雪する際の機械の貸出しや、自治会・町内会での排雪場所の確保等に努めるほか、除雪ボランティアの取組を支援するなど、地域と連携して除排雪を行います。

#### ○ 効率的な交通網を確保する

路線バスや巡回バス、デマンド型乗合タクシー等、地域の実情に応じた公共交通を提供し、公共交通空白地域の解消や効率的な交通網の確保に努めるとともに、国や県、事業者等と連携しながら、公共交通の利用促進に向けて取り組みます。

#### ○ 利便性の高い高速交通ネットワークを確立する

日本海沿岸東北自動車道や奥羽・羽越新幹線等の整備促進について沿線市町村等と連携して国等に働きかけるなど、地域経済の発展や地域間交流の促進等に資する高速交通ネットワークの確立に努めます。

### (2) 力強く持続する農業

#### ○ 農業生産を効率化する

安定した農業経営に資するよう、農道の適切な維持管理や整備などを進め、農業生産基盤の強化を図ります。

#### ○ 農地を保全する

農地が持つ様々な機能を維持できるよう、中山間地域の農地保全等、地域が一体となった取組に対する支援等を行いながら、農地の保全に努めます。また、サルやクマ等による農作物被害等を防止するための追い上げや捕獲を行います。

### (3) 山・川・海を生かす林業・木材産業・水産業

#### ○ 林業生産を効率化する

林道・作業道の路網整備や高性能林業機械の導入により、林業生産基盤の充実と低コスト化を図り、林業生産の効率化による持続可能な林業経営の確立に努め

ます。

(4) 他の市町村との連携施策

○ 定住自立圏を構成する市町間の連携

今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。

○ 地域公共交通の維持確保及び利用促進

圏域内の交通手段の確保とスムーズな移動の実現を図るため、関係機関及び事業者と連携し、地域公共交通の維持確保対策と利用促進及び充実に取り組みます。

○ 道路等の維持管理の連携

市町間での道路構造物の点検・修繕業務の委託や除雪路線の振替等により、道路等の交通インフラの効率的な維持管理を行います。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業<br>主体  | 備考 |
|---------------------------|-------------------|--|---|----|
| 4 交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保 | (1)市町村道<br><br>道路 | 道路整備<br>・成合逆川線（舗装改良）<br>L=2,000m W=6.5m<br>・常盤国見線（舗装改良）<br>L=510m W=6.5m<br>・二ツ井竹原線（舗装改良）<br>L=1,030m W=6.0m<br>・比井野宝来町線（舗装改良）<br>L=440m W=5.0m<br>・宝来町線（舗装改良）<br>L=410m W=7.0m<br>・羽立新田線（舗装改良）<br>L=400m W=5.5m<br>・高関線（舗装改良）<br>L=410m W=5.7m<br>・材木町東能代線（道路改良）<br>L=300m W=6.0m<br>・河戸川浅内線（舗装改良）<br>L=1,000m W=5.0m<br>・馬喰町1号線（道路改良）<br>L=250m W=4.0m<br>・梅内悪戸線（舗装改良）<br>L=270m W=6.5m<br>・新丁線（道路改良）<br>L=180m W=5.0m<br>・切石線（道路改良）<br>L=250m W=6.0m<br>・大倉線（道路改良）<br>L=150m W=5.0m | 市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市 |    |

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業<br>主体  | 備考 |
|---------------------------|-------------------|--|---|----|
| 4 交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保 | (1)市町村道<br><br>道路 | 道路整備<br>・太田面上野線（道路改良）<br>L=780m W=10.0m<br><br>・二ツ井停車場線（道路改良）<br>L=1,000m W=10.0m<br><br>・沢口線（道路改良）<br>L=470m W=4.0m<br><br>・駅前羽立線（道路改良）<br>L=720m W=4.5m<br><br>・七ツ橋線（道路改良）<br>L=620m W=4.0m<br><br>・仁鮎朝日町線（道路改良）<br>L=250m W=4.0m<br><br>・仁鮎小掛道線（道路改良）<br>L=100m W=4.0m<br><br>・長坂線（道路改良）<br>L=170m W=4.0m<br><br>・富根下町線（道路改良）<br>L=170m W=4.0m<br><br>・山根線（道路改良）<br>L=100m W=5.0m<br><br>・鍋良子線（道路改良）<br>L=150m W=4.0m<br><br>・警察上野線（道路改良）<br>L=230m W=4.0m<br><br>・富町1号線（舗装改良）<br>L=1,000m W=6.0m<br><br>・日吉町浜通線（舗装改良）<br>L=1,400m W=6.0m<br><br>・追分町通町線（舗装改良）<br>L=800m W=6.0m | 市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市 |    |





| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容  | 事業<br>主体                     | 備考             |
|---------------------------|----------------------|---|------------------------------|----------------|
| 4 交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保 | (1)市町村道<br><br>橋りょう  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥岱1号橋<br/>L=8.6m W=3.4m</li> <li>・鍋良子2号橋<br/>L=9.5m W=2.5m</li> <li>・鍋良子3号橋<br/>L=7.2m W=2.5m</li> <li>・小滝橋<br/>L=48.3m W=4.0m</li> </ul>   | 市<br><br>市<br><br>市<br><br>市 |                |
|                           | (3)林道                | 田ノ沢悪戸線<br>L=2,700m W=3.5m<br><br>柁沢高森線<br>L=3,000m W=3.5m   | 県<br><br>県                   | 負担金<br><br>負担金 |
|                           | (8)道路整備機械等           | 除雪車更新整備<br>・8台(ローダー4台、<br>ローター2台、<br>グレーダー2台)   | 市                            |                |
|                           | (9)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 橋りょう長寿命化修繕事業<br>・事業の必要性：住民の日常的な生活<br>交通経路である橋りょうについて、<br>住民が将来にわたり安全に安心して<br>暮らすことのできるよう計画的な維<br>持管理が必要である。<br>・具体的な事業内容：橋りょう長寿命<br>化修繕計画を策定し、予防的な修繕<br>及び計画的な架替えを行う。<br>・事業効果：地域の道路網の安全性が<br>確保され、費用対効果の高い維持が<br>可能となり、将来にわたり地域の持<br>続的発展に資する。 | 市                            |                |

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|---|----------|----|
| 4 交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保 | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>元気・交流200円バス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：高齢化が進行する中、自動車などの移動手段を持たない高齢者等が増加しており、日常の生活交通への支援が必要とされるほか、高齢者の閉じこもり防止、健康づくりや交流の促進により、高齢者が元気に活躍できる環境の整備が必要である。</li> <li>・具体的な事業内容：満65歳以上の者に1乗車上限200円でバスを利用できるパス券を交付する。</li> <li>・事業効果：高齢者の日常的な移動手段の確保が図られるほか、元気な高齢者が外出し、健康づくりや交流が促進される環境が整備されることにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        |    |
|                           |                       | <p>道路改良事業（道路施設点検等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：道路施設の老朽化対策が急務となっており、早急に現況を把握する必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：道路施設（舗装、トンネル、歩道橋、法面、照明灯や案内看板等の付属施設）の点検を実施する。</li> <li>・事業効果：点検の結果、緊急修繕が必要な箇所への対応や、老朽化対策のための修繕計画の策定を行うことにより、安全・安心な地域道路網を確立し、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul>   | 市        |    |
|                           |                       | <p>地域公共交通活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：地域の実情に応じた公共交通の維持等を図る必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：市街地巡回バスの運行、デマンド型乗り合いタクシーの運行等を実施する。</li> <li>・事業効果：持続可能な公共交通網の形成が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul>  | 市        |    |

## 6 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

交通施設の整備、交通手段の確保に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

道路は、道路状況の的確な情報収集に努め、事故防止への適切な対応を図ります。また、交通量の推移や地域沿道の利用状況等も踏まえて、維持、修繕等の今後の方針を検討します。その際は、コストの削減のため、予防保全の考えのもと、計画的に取り組みます。

橋りょうは、能代市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の損傷がある程度大きくなった時点で対策を行う事後的管理から、損傷が小さいうちから計画的に対策を行う予防保全型管理に転換し、長寿命化と修繕や架替えにかかる費用の縮減を図りながら、今後増加していく老朽化橋りょうに対応します。また、日常巡回の際に目視により行う通常点検、5年に1度の定期点検、大雨や地震等の発生時に行う異常時点検を実施することにより、橋りょうの現状を把握し、安全性や使用性に悪影響を及ぼす重大な損傷を早期に発見して、適切な措置をとることで、安全かつ円滑な交通を確保します。

## 第6 生活環境の整備

---

### 1 生活環境の整備の方針

---

基礎的な生活環境としてのインフラは、住民生活の安全・安心を守るうえで不可欠であり、また、自然環境の保全という観点からも対策を講ずる必要があることから、計画的、効率的に整備を進めます。

上水道については、「能代市水道事業基本計画」に基づき、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、水道事業における更新対策の優先性、緊急性及び他の対策との関連を総合的に判断し、事業が集中しないよう平準化を図りながら、安心して安全な水の安定供給に努めます。

下水道については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、清らかな水環境の維持と快適な生活環境の確保のため、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」をめざし、様々な計画との整合を図りつつ、地域特性や地域住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化に対応できるよう、下水道事業の健全な経営に努めます。

廃棄物処理については、ごみの減量化、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進するとともに、広域処理施設の長寿命化を図り、必要な施設整備を促進します。

消防防災施設については、広域消防設備なども含めて必要な整備や適切な維持管理、更新を行うことにより、地域住民の生命、身体、財産の安全確保に努めます。

公営住宅については、効果的な維持管理や改修、整備により、適正な居住環境の確保を進めます。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 快適で暮らしやすい住環境

安全な居住空間があり、安心して生活ができることをめざします。飲用水の確保や生活排水の処理等により、衛生的で快適な生活環境であることをめざします。安らぎのある憩いの場として、公園や広場等を安心して利用できることをめざします。

#### (2) 安全な暮らしを守る防災・防犯体制

犯罪やトラブルがなく、地域が安全で暮らしやすいことをめざします。災害時に適切な対応がとられ、被害が最小限に抑えられることをめざします。安全に通行できる環境があり、交通安全の意識が浸透し、交通事故を防げることをめざします。

(3) 自然と共生し持続できる環境・衛生

環境問題に対して適正に対処し、良好な環境を保全できることをめざします。普段の生活からごみの減量化や資源化が進むことをめざします。

(4) 機能的で利用しやすい道路・交通ネットワーク

生活道路や側溝等の生活環境が整っていて、安全で快適に暮らせることをめざします。地域住民やボランティア等による除排雪の協力体制が整っていて、冬も安全に生活できることをめざします。

(5) 安心でき健康を保てる医療体制

救急時に必要な医療サービスが受けられることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

(1) 快適で暮らしやすい住環境

○ 住宅の耐震化

本市では「能代市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化の取組を実施してきましたが、住宅は耐震化が進まず、震災時の被害が懸念されます。

○ 市営住宅の建替えや維持管理

本市の市営住宅は、11カ所885戸ありますが、厳しい財政状況下において、老朽化した市営住宅の計画的な更新等により、住宅困窮者への確に対応することが課題となっています。

○ 水道の整備と健全経営

水道普及率は、令和元年度末で92.1%となっています。水道事業においては、設備の老朽化に伴う更新や人口減少等による料金収入の減少等により、経営が厳しさを増しています。こうした中で、将来にわたり安全でおいしい水を供給できるよう、未普及地域の解消や簡易水道の統合等、水道の整備や充実に努めるとともに、健全な経営をめざしていく必要があります。

○ 下水道の整備状況

汚水処理人口普及率は、令和2年度末で75.1%となっています。公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設は、健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための施設として整備を進めていますが、人口減少等の社会情勢の変化が、事業の進捗に大きな影響を与えています。

○ 公園施設の維持管理

本市の都市公園は、設置から30年以上経過したものが多く、老朽化した公園施設等の更新と適切な維持管理が求められます。

○ 水辺空間としての河川

市街地に接している米代川や檜山川運河の河川整備は、自然を生かした工法の

採用等、水辺空間に配慮して進められています。また、米代川沿いに移転整備が行われた「道の駅ふたつ」と一体的に川の駅エリアの整備が行われており、水に親しめる空間の創出につながっています。

## (2) 安全な暮らしを守る防災・防犯体制

### ○ 地域における防災・防犯・交通安全活動

現代の生活は、地域の連帯意識が希薄になっていると言われていています。また、自然災害ばかりでなく、犯罪や交通事故等、地域の安全な暮らしを脅かす不安は多く、こうした中で、自助・共助の理念のもと、自治会・町内会等で防災組織づくりを推進していくことが、災害に強いまちづくりにもつながり、防災活動を通じた地域コミュニティの活性化にもつながります。

### ○ 国、県、市の防災体制

東日本大震災や各地の土砂災害、豪雨災害等の教訓を踏まえ、国は防災関係法令の改正や米代川洪水浸水想定の見直しを行いました。秋田県では、津波浸水想定を設定したほか、土砂災害警戒区域の指定を進め、地域防災計画の見直しを行いました。本市では、国・県の動向や近年の災害の教訓等を踏まえ、能代市地域防災計画の見直しを行うこととしています。また、米代川沿いでは、「道の駅ふたつ」の移転整備と一体的に、国による河川防災ステーションの整備が行われています。

### ○ 空家の増加

適切に管理されていない空家は年々増加傾向にあり、住民からの苦情や相談も増加しています。本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「能代市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき、空家の状況調査や適正管理について所有者等への指導等を行っています。

### ○ 消防団員の減少

消防団は、地域における消防防災の要として、平常時・災害時を問わず地域の安全を守っていますが、人口減少や就業形態の変化等により、消防団員の減少が続いています。地域における消防力を維持していくため、引き続き団員確保に向けた取組や団員が活動しやすい環境づくりが必要です。

### ○ 防災情報の収集・伝達と安全な避難のための環境整備

防災ハザードマップにより、洪水及び津波の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、指定避難所及び指定緊急避難場所等の周知に努めるとともに、Jアラート（全国瞬時警報システム）や秋田県総合防災情報システム、防災行政無線等により防災情報の収集・伝達を行っています。また、災害時に安全な場所へ確実に避難するため、日頃からの防災ハザードマップの確認を周知啓発するほか、分かりやすく情報を伝達するための発信方法等の工夫が求められています。

### ○ 犯罪被害の防止

近年は、悪質商法等の手口が、インターネットや携帯端末等を利用して、巧妙かつ複雑化・高度化しており、高齢者をねらった振り込め詐欺等も依然としてな

くならない状況であることから、被害の未然防止対策が課題となっています。

### (3) 自然と共生し持続できる環境・衛生

#### ○ 旧能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策

旧能代産業廃棄物処理センターの問題は、産廃特措法の適用を受けて県が主体となって環境保全対策に取り組んでおり、市としても、その状況を注視し、地元住民や県と情報を共有するとともに連携・協議しながら、環境問題の解決と住民不安の解消に向けて取り組んでいます。

#### ○ ごみの排出と分別収集

家庭系ごみの排出量は、減少傾向にあります。事業系ごみの排出量は、景気の影響等により増減があります。事業系ごみをどのように減少させるかが課題であり、事業者向けのごみ減量の取組事例等を紹介した手引きを作成し、意識向上を図っています。限りある資源を有効に活用するため、今後も資源ごみの分別収集とリサイクルの推進が必要となっています。

#### ○ 一般廃棄物処理施設の状況

ごみ処理やし尿処理は、能代山本圏域等で広域的に実施しています。南部清掃工場（可燃ごみ処理施設）や北部粗大ごみ処理工場（不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）は老朽化が進んでいることから、令和7年度の運転開始を目標に、新たなごみ処理施設の検討が進められています。また、収集したごみから、資源化できるものを分別・回収し、残りを焼却して市の最終処分場に埋立していますが、令和6年頃には満杯になり使用できなくなる見込みであり、将来的な最終処分に関する検討が必要となっています。

#### ○ 不法投棄への対応

本市では、パトロールや啓発看板の設置により不法投棄の対策を実施していますが、不法投棄の現場を押さえるのは非常に困難であり、後を絶たない状況です。不法投棄は犯罪であり、地域が一体となって、不法投棄を許さない姿勢で対処していく必要があります。

### (4) 機能的で利用しやすい道路・交通ネットワーク

#### ○ 地域の生活環境整備

生活道路や側溝等の維持や整備は、地域からの要望が多く、安全上緊急性があるものや老朽化対策が必要なものから優先的に実施しています。また、自治会等が道路等の維持補修を行う場合には、市から補修用の資材を提供するなど、市民との協働による生活環境の整備も行っています。

#### ○ 除排雪の連携と雪捨て場の確保

本市では、冬期間の通行を確保するため、幹線道路や生活道路の除雪を行っています。また、地域で行う排雪作業には、機械を貸出し協働して作業を行うほか、地域内での排雪場所の確保に対する支援も行っています。

(5) 安心でき健康を保てる医療体制

- 救急業務は、能代山本圏域で広域的に実施しています。気管挿管、薬剤投与等、高度な救命処置を行う救急救命士の養成により救急対応の向上を図っています。

(6) その他生活環境等の整備

- 老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等について、安全安心な生活環境の確保と景観保全のための取組を進める必要があります。

## 4 その対策

---

(1) 快適で暮らしやすい住環境

- 居住環境を整える

市民が快適に安全で安心して生活できるよう、住宅の耐震化やリフォーム等を支援します。

また、住宅困窮者の需要も踏まえ、老朽化が進む市営万町住宅の建替えを進めるとともに、他の市営住宅については、長寿命化を図るなど計画的に維持管理を行います。

- 水道を効率的に整備する

水道を必要とする地域への整備は、水道事業の経営の健全化を考慮しながら進めるとともに、老朽管の更新を計画的に行うなど、水道の効率的な整備を進めます。

- 下水道を効率的に整備する

市全体の生活排水処理整備構想に定める整備手法等に基づき、下水道事業の経営の健全化を考慮しながら、公共下水道や合併処理浄化槽等の効率的な整備を進めます。

- 親しまれる公園や河川を整備する

公園や河川を適正に維持管理しながら、地域で愛着を持って手入れができる仕組みをつくるなど、市民の憩いや安らぎの空間として親しまれる公園や河川の環境づくりを行います。

(2) 安全な暮らしを守る防災・防犯体制

- 防災・防犯・交通安全の地域活動を広める

関係機関や学校、自治会・町内会等と連携しながら、防災・防犯・交通安全の地域活動を広めていきます。また、地域の防災リーダーとなる防災士の育成とフォローアップを行いながら、地域が一体となって災害被害を予防・軽減する自主防災組織の育成・拡大を図ります。

- 災害に強い消防・防災体制を整える

地域防災計画をはじめ、津波避難計画等の分野別計画や避難勧告マニュアル等

の整備と見直しを進めます。

消防や防災の設備を適切に維持管理し、救援物資や非常用備蓄品を備蓄するとともに、防災に関する情報発信では、様々な媒体を活用し伝わりやすいよう工夫に努めます。

消防団については、機能別団員、女性団員の拡充や協力事業所への支援制度等、団員確保と活動しやすい環境づくりに努めるとともに、消防団組織の再編等について検討を進めます。

○ 生活相談がしやすい体制を整える

消費生活相談員をはじめ、市民生活相談員や教育相談員等を設置し、生活上の様々な相談について、関係機関等との連携を図りながら、相談対応等を行います。

○ 生活上の安全対策を進める

適切に管理されていない空家は、必要に応じて行政指導等を行い、関係機関と連携しながら総合的な対策を進めます。また、夜間の防犯のための街灯、交通安全のための区画線や道路照明灯、道路反射鏡等の設置・管理等、安全対策を行います。

○ 危険箇所の災害を防止する

米代川の治水のための整備等を、流域市町村と連携して国に働きかけるとともに、急傾斜地やがけ地等、危険箇所の災害防止に努めます。

(3) 自然と共生し持続できる環境・衛生

○ ごみの減量化や資源化を進める

廃棄物減量等推進員を通じたごみ分別の啓発を行うとともに、マイバッグ持参や簡易包装等、ごみを減らす意識の向上に努めるほか、ごみを減らす活動やリサイクル活動への支援により、ごみの減量化と資源化を図ります。また、不法投棄に対しては、パトロール等を行い厳正に対処するほか、看板等を設置し注意喚起を図ります。

○ 環境調査や環境対策を適正に行う

水質調査や土壌調査等の環境調査を適切に実施するとともに、地元住民や県と連携しながら、旧能代産業廃棄物処理センター等の環境保全対策に努めます。

○ 廃棄物を適正に処理する

分別収集を効率的に行いながら、収集したごみから資源化できるものは回収するとともに、廃棄物処理施設の安定的かつ効率的な運営を図り、廃棄物を適正に処理します。

将来的な最終処分に関しては、広域化の検討も視野に入れながら、長期的な視点で検討を進めます。

○ 生活上の衛生環境を整える

旅館、公衆浴場等の営業施設の指導や斎場の適切な維持管理、狂犬病の予防等を行い、衛生環境を保ちます。

(4) 機能的で利用しやすい道路・交通ネットワーク

○ 道路整備や排水対策を地域と連携して行う

地域から要望の多い生活道路や側溝等の整備は、安全上緊急性があるものや老朽化対策が必要なものを優先的に実施します。また、自治会・町内会等との協働で整備できるものについては、地域の協力や連携により対応していきます。

○ 除排雪を地域と連携して行う

幹線道路や生活道路等の除雪や、地吹雪による視界不良を解消するための防雪柵を設置することにより、冬期間の通行を確保します。また、地域で除排雪する際の機械の貸出しや、自治会・町内会での排雪場所の確保等に努めるほか、除雪ボランティアの取組を支援するなど、地域と連携して除排雪を行います。

(5) 安心でき健康を保てる医療体制

○ 総合的な医療体制を確保する

救急業務については、専門性の向上、救急車の適正利用の普及啓発などに努めるとともに、救急医療の確保を図ります。

(6) その他生活環境等の整備

- 市民の安全安心な生活を守り、住環境の保全と景観の保全整備を図るため、使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を推進します。

(7) 他の市町村との連携施策

○ 定住自立圏を構成する市町間の連携

今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。

○ 松枯れ被害の対策

圏域内の松枯れ被害拡大を防止するため、伐倒駆除及び薬剤散布等の防除対策を行います。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容   | 事業<br>主体   | 備考 |
|---------------|--------------|--|------------|----|
| 5 生活環境の<br>整備 | (2)下水処理施設    |  |            |    |
|               | 公共下水道        | <p>公共下水道事業（改築含む）</p> <p>計画処理区域面積 1,761.7ha<br/>           計画処理人口 26,000人<br/>           代行する範囲 無し<br/>           終末処理場の位置<br/>           能代市向能代字平野館下起上<br/>           78-18</p> <p>幹線管渠の長さ 37.2km<br/>           ポンプ施設の箇所数 4カ所<br/>           （中川原中継ポンプ場、長崎中継<br/>           ポンプ場、向能代中継ポンプ<br/>           場、東能代中継ポンプ場）</p> <p>整備地区<br/>           （浜通分区、港町排水区、中川原<br/>           分区、出戸分区、長崎分区、向<br/>           能代分区、東能代第一分区、東<br/>           能代第二分区、浜町排水区、檜<br/>           山川排水区（第一～第七）、悪<br/>           土川排水区（第一～第五）、古<br/>           川排水区（第一、第二）</p> | 市          |    |
|               | その他          | <p>特定地域生活排水処理施設<br/>           （公共浄化槽等整備推進事業）</p> <p>都市下水路管理事業<br/>           ・管渠調査事業<br/>           下水路数 4カ所<br/>           開渠 L=2,365.5m<br/>           暗渠 L=2,975.75m</p>   | 市<br><br>市 |    |

| 持続的発展<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容  | 事業主体              | 備考  |  |
|---|---|---|-------------------|-----|--|
| 5 生活環境の<br>整備   | (3)廃棄物処理施設<br><br>ごみ処理施設  | 日影沢最終処分場施設延命事業<br>・覆土工事、取付道路築造工事                                    | 市                 |     |  |
|   |   | 県北地区広域汚泥処理施設事業  | 県                 | 負担金 |  |
|   |   | 一般廃棄物処理施設整備・運営事業  | 広域<br>市町村<br>圏組合  | 負担金 |  |
|   |   | 一般廃棄物処理施設関連の給水管<br>整備   | 広域<br>市町村<br>圏組合  | 負担金 |  |
|   | し尿処理施設  | し尿処理施設整備事業<br>・公共下水道接続工事<br>Φ = 80～100mm、L=約 2,700m<br>・脱水汚泥等搬出設備工事 | 広域<br>市町村<br>圏組合  | 負担金 |  |
|   |   | (4)火葬場  | 能代市斎場整備事業         | 市   |  |
|   |   | (5)消防施設   | 消火栓新設等事業<br>・105基 | 市   |  |
| 消防・救急車両更新事業<br>・10台<br>タンク車2台、高規格救急車2<br>台、2B型救急自動車1台、化学<br>車1台、梯子車1台、多目的車2<br>台、指令車1台、指揮隊車1台 | 広域<br>市町村<br>圏組合  |   | 負担金               |     |  |
| (7)過疎地域持続的<br>発展特別事業  | 工業団地排水機場更新<br>・事業の必要性：桧山川の増水により<br>自然流下ができなくなった場合に強<br>制的に排水を行う。<br>・具体的な事業内容：施設の老朽化に<br>よる更新※S58.4.1供用開始<br>・事業効果：工業団地内の円滑な排水<br>につながり、将来にわたり地域の持<br>続的発展に資する。 | 市   |                   |     |  |



## 6 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

生活環境に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

上水道は、能代市水道等整備計画に基づき整備・更新を進めます。能代市水道等整備計画の改定に際しては、財源の裏付けのある整備計画を策定し、人口減少時代に対応した更なる水道施設の統廃合、廃止、あるいは縮小などを検討しながら、適切な維持管理、修繕、更新等を実施し、コストの削減に努めます。

下水道は、能代市生活排水処理整備構想に基づき整備・更新を進めます。日常管理については、コストの削減をめざして予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めていきます。今後も生活排水処理施設の適正かつ効率的な維持管理を行っていくため、能代市公共下水道事業ストックマネジメント実施方針に基づいた修繕・更新等を実施することで、コストの削減に努めていきます。

給排水施設は、適切な維持更新を行います。なお、施設の老朽化に伴う更新計画を策定する際には財源の確保を検討する必要があります。

消防施設は、市民の安全を確保する観点から、計画的な建替えを実施し、消防力の維持に努めていきます。人口減少や少子高齢化、雇用環境の変化等による団員の減少など、消防団の組織再編を検討しており、これに応じた、消防施設の適正配置を進めます。

公営住宅は、能代市公営住宅等長寿命化計画を着実に遂行し、ライフサイクルコストの低減に努めます。建替えの検討が必要な住宅においては、今後の公営住宅の需要は減少が想定される中で、立地状況等を考慮の上、廃止、統合等の方針を検討するとともに、建替えする場合には、借上方式及び買取方式等といった事業手法を検討し、適切な手法による整備を図ります。なお、建替えまでの間、老朽化した住宅を使用することが必要となった場合には、建物の安全確保に努めます。

## 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

### 1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

---

少子高齢化の急速な進展の中で、高齢者や児童などの保健福祉に対するニーズは多様化してきています。

高齢者については、住み慣れた家庭や地域で元気に活躍できる環境を整えとともに、高齢者が社会的役割を持って自立する生活を尊重し、介護や支援が必要となっても、一人ひとりが尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体でつくりあげていく必要があります。「地域で支え合い、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

子育て支援については、第2期能代市子ども・子育て支援事業計画に沿って、地域における子育て支援サービスの充実、多様なニーズに対応した保育サービスの充実、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図り、「子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまちのしろ」を基本理念に、子育てを地域こぞって支え、笑顔があふれるまちをめざします。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、第2次能代市障がい者計画に基づき社会参加と自立を促進します。

これらの施設整備が必要になった場合は、地域全体の需給状況やその見通しに基づき効果的な整備を進めるものとします。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 地域や社会で支える子ども・子育て

結婚や出産を望む人が、希望を叶えられることをめざします。地域で安心して子育てができ、子育てに喜びを感じられることをめざします。地域住民と子どもの交流があり、子どもが心身ともに元気で健やかに成長することをめざします。

#### (2) 地域で活躍する元気な高齢者

高齢になっても住み慣れた家庭や地域で、健康でいきいきと自立した生活ができることをめざします。高齢者が知識と経験を生かして、社会に参加し、生きがいや地域の活力につながることをめざします。介護等が必要になったときに、必要なサービスや援助を受けられることをめざします。

#### (3) 自立した暮らしを支える社会福祉・社会保障

地域住民やボランティア、福祉関係団体が連携できていることをめざします。障がいがあっても社会参加でき、住み慣れた家庭や地域で自立した生活ができることをめざします。社会保障制度が整っていて、安心して日常生活を送れること

をめざします。

(4) 心豊かな暮らしを支える健康づくり

普段から健康を意識して生活し、生涯を通して健康でいられることをめざします。身近で悩みごと等の相談ができ、心の健康が保たれることをめざします。

(5) 不安のない生活を支える社会保障制度

社会保障制度が整っていて、安心して日常生活を送れることをめざします。介護などが必要になったときに、必要なサービスや援助を受けられることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

(1) 地域や社会で支える子ども・子育て

○ 未婚化、晩婚化の進行

若者の意識や社会構造の変化、ライフスタイルの多様化等の影響による心理的・経済的な理由で未婚化や晩婚化が進んでおり、これが出生数減少の要因の一つと考えられます。結婚や出産、子育ての希望を叶え、子どもを生き育てやすい環境づくりが課題となっています。

○ 子育てしやすい環境

核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、育児が孤立化し、子育て世代の育児の負担感が増えていると考えられます。父親、母親が家庭での役割をともに担い、育児をしながら働き続けられるよう、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備が必要です。

○ 市の子育て支援サービスの取組状況

市では、子育て支援センターやつどいの広場の運営、子育ての援助を受けたい人と行いたい人をつなぐファミリーサポートセンター事業等の子育て支援サービスに取り組んでいるほか、市独自に子育て家庭への優待カード発行や新生児への記念品贈呈等の取組も進めています。

○ 幼児期の教育・保育施設

市内には、幼児期の教育・保育のニーズに対応できるよう、公立及び私立の保育所と、幼児教育と保育の機能を併せ持った私立の認定こども園があります。少子化が進み、児童数が減少していることから、本市では、「市立保育所の今後の方針」を定め、市が運営する保育所の統廃合や民間移管を進めています。

○ 子どもと母親の保健対策

妊娠・出産から、新生児期及び乳幼児期を通して、子どもと母親の健康が保てるよう、妊婦保健指導や乳幼児健診等を実施しています。また、育児不安の軽減のための訪問指導、相談対応等も行っています。

○ 安全な環境の整備

児童虐待や育児放棄が社会問題となっているほか、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあると言われており、その対策としての相談対応や自立支援が求められています。また、核家族化や共働き家庭の増加により、放課後や週末等に児童が安全に活動できる場が必要となっています。

(2) 地域で活躍する元気な高齢者

○ 元気な高齢者の社会参加と地域貢献

我が国における平均寿命と、日常生活に制限のない健康寿命は、男女ともに延びていますが、健康寿命の伸びは平均寿命の伸びに比べて小さくなっています。高齢者が社会で元気に活躍するためには、健康づくりや介護予防のほか、積極的に社会参加や地域貢献できる環境づくりが必要です。

○ 高齢者世帯の推移

高齢者の増加や核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加しており、日常生活における安否等が心配されます。高齢者が住み慣れた家庭や地域において在宅で自立した生活を送れるよう、地域全体で支え合う体制づくりが必要となっています。

○ 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降は、医療や介護の需要が更に増加することが見込まれており、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が求められています。

○ 地域包括支援センターの拡充と民間委託

市では、これまで2カ所で運営していた地域包括支援センターを平成30年度から4カ所に増やすとともに、民間委託により業務の効率化を図りながら、高齢者に関する様々な相談対応や介護予防への支援を進めています。

○ 介護保険の介護給付費

高齢者の増加とともに、要支援・要介護認定者が増えています。制度の普及により、民間の介護サービス提供基盤が整備されて利用も増え、介護給付費の伸びとともに、保険料も増加傾向にあります。

○ 介護施設の整備状況

民間による介護サービス提供基盤の整備が進み、必要なサービス量はおおむね確保されている状況です。新たな基盤整備については、介護認定者やサービス需要の状況等を把握し、国の動向や保険料への影響等を踏まえて検討する必要があります。

○ 高齢者福祉施設の状況

介護保険対象の施設を除く本市の高齢者福祉施設は、養護老人ホーム等があるほか、能代山本広域市町村圏組合で運営する高齢者交流センターもあり、これらの施設の中には、老朽化が進んでいる施設もあります。

### (3) 自立した暮らしを支える社会福祉・社会保障

#### ○ 地域福祉のネットワーク

地域のつながりが希薄になっていく中で、子育て、高齢者、障がいのある人等への支援のニーズに答えていくためには、地域の中で支え合い、助け合うことができるよう、住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとする地域の関係団体が連携した地域福祉ネットワークづくりが必要となっています。

#### ○ 障がい者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、横ばいで推移していますが、約7割の人が65歳以上の高齢者となっています。また、障がいのある人の中にも就労に対する意欲のある人は多く、社会参加にもつながる障がい者雇用の確保と安心して働き続けるための支援が望まれています。

#### ○ 国民健康保険の医療費が増加

被保険者の高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費が増えており、今後も、団塊の世代の高齢化が進むにしたがって増加することが見込まれます。国では、国民健康保険の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる制度の見直しを行い、これにより、国民健康保険は全県統一的に運営されています。

#### ○ 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数は、減少傾向にありますが、人口に占める保護率は横ばいで推移しています。また、保護世帯のうち高齢者世帯が5割を超えており、保護世帯の高齢化が進んでいます。

### (4) 心豊かな暮らしを支える健康づくり

#### ○ 生活習慣病対策や介護予防

三大生活習慣病である、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡者が全体の約5割以上を占めており、特に10万人当たりのがん死亡率は、全国でも高い秋田県平均よりも更に高くなっています。また、平均寿命の延びと並行して、介護を必要とする人は増加傾向にあり、生活習慣病予防や介護予防等、健康寿命の延伸を図るための取組が重要となっています。

#### ○ 悩みを相談できる環境の重要性

秋田県では、平成7年から25年まで自殺による死亡率が19年連続日本一という結果でした。本市の自殺者数は減少傾向にありますが、心の健康の大切さの啓発及び心の病気についての正しい知識の普及が、うつ病等の早期発見、早期治療につながります。心の悩みを話せる場として、傾聴ボランティア講座修了生による各サロンがありますが、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなぐゲートキーパーの役割が重要になります。

#### ○ 特定健診・がん検診等の実施

生活習慣病予防と医療費の伸びの抑制を図るため、健康保険組合や国民健康保険等、すべての医療保険者に健診・保健指導が義務付けられ、特定健診（特定健

康診査)・特定保健指導を行っています。保健センターでは、市民を対象とした各種健診や健康相談等を実施しています。

○ 福祉医療制度の状況

乳幼児及び小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、高齢の身体障がい者、重度の心身障がい者に、医療費の助成を行っています。基本的には県の助成制度を活用して実施していますが、子どもの医療費については、子育て支援の一環として、県助成対象外の場合も、市単独事業ですべての子どもが受給できるよう、事業を拡大して実施しています。

(5) 不安のない生活を支える社会保障制度

○ 介護保険の介護給付費

高齢者の増加とともに、要支援、要介護認定者が増えています。制度の普及とともに、民間の介護サービス基盤が整備されて利用も増え、介護給付費の伸びとともに、保険料も増加しています。特別養護老人ホームなどの介護保険三施設、認知症対応のグループホームなどの居住系サービス基盤はあまり増えてはいませんが、短期入所や有料老人ホーム、小規模多機能型などの整備が進み、介護サービス基盤全体としては充足している現状にあります。要介護者数の伸びや待機者の状況によっては、国の動向や保険料への影響を見ながら整備を進めていく必要があります。

## 4 その対策

---

(1) 地域や社会で支える子ども・子育て

○ 結婚・出産・子育てを地域で支える

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階において、それぞれのニーズに合ったサポートを展開するとともに、子育て家庭を地域社会全体で応援する取組を進め、結婚・出産・子育てを地域で支援する仕組みをつくっていきます。

○ 子どもを生き育てやすい環境を整える

子育て支援センター機能を中心に、育児相談や親子で参加できる場を設けるとともに、仕事と子育てを両立できるよう、保育サービスを提供し、保育所、認定こども園がそれぞれに子育てや幼児教育を支援します。また、仕事と家庭生活の調和がとれる職場環境の啓発に努めるなど、子育てしやすい環境を整えます。

市立保育所については、民間への移管を検討しながら、保育サービスの向上と効率的な保育所運営を図ります。

○ 子どもと母親の健康を保つ

妊婦保健指導や母親学級の実施、乳幼児健診のほか、産後の健康診査や母乳育児相談等、妊娠中から産後までの切れ目のない支援により、母子の健康を保つための環境を整えます。

○ 子どもを守り支える環境を整える

保育所等を通じた日常的な相談対応や家庭児童相談の実施により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、子どもの貧困対策は、支援を必要とする家庭を適切にサポートできるよう、自立に向けた就業支援を含めた情報提供や相談対応等の環境を整えます。

家庭・学校・地域と連携して、放課後や週末等に子どもたちが安全に活動できる場を確保し、子どもの健全な育成を図ります。

○ ひとり親家庭の自立を支援する

就職に役立つ資格取得の援助や、養育等に関する相談の充実に努めるなど、ひとり親家庭の自立を支援します。また、母子生活支援施設の効果的な運営を図ります。

(2) 地域で活躍する元気な高齢者

○ 高齢者が活躍できる環境を整える

高齢者の交流の場となる老人クラブ活動への支援や敬老会等を行うとともに、豊富な知識や技能を地域社会に生かせるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。また、社会参加できる場の確保や情報提供等に努め、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境を整えていきます。

○ 高齢者の地域生活を支援する

民生委員・児童委員や自治会・町内会等と連携した地域の高齢者の見守り、安否確認のほか、除排雪や外出支援等を行うとともに、効果的で効率的なサービスとなるよう、内容の見直しも行いながら、高齢者の地域生活を支援していきます。

○ 介護予防を行う

地域包括支援センターを核として、相談体制を充実させるとともに、要支援・要介護になるおそれがある高齢者を早期に把握し、生活管理指導や健康づくり活動の普及等、適切な支援を行い、介護予防の取組を進めます。

○ 介護保険・高齢者医療制度を適正に運用する

介護保険制度や高齢者医療制度の健全で安定的な運営が図られるよう、保険料等の負担抑制に努めながら、制度の適正な運用を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

○ 高齢者福祉施設を適正に管理する

高齢者福祉施設は、指定管理者制度を導入するなど、適正に管理運営していくほか、老朽化が進んでいる施設で、民間に類似する施設があるものについては、廃止も含めそのあり方を検討します。

(3) 自立した暮らしを支える社会福祉・社会保障

○ 地域福祉ネットワークを構築する

関係機関やボランティア、NPO等が効果的に協力・連携し、地域福祉ネットワークを構築できるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援し

ます。

- 障がい者の自立や地域生活を支援する  
各種障がい者サービスの利用普及を図り、関係機関と連携しながら、社会復帰支援や就労支援に努めるとともに、外出支援や地域住民との交流を行うなど、障がい者の地域生活を支援していきます。また、障がいのある子どもの児童発達支援や放課後等デイサービスの利用を支援し、身近な地域での早期療育に努めます。
- 国民健康保険・国民年金制度を適正に運用する  
医療費の伸びや保険税の負担を抑えながら、国民健康保険の適正で安定的な運用を図ります。また、国民年金の手続きを適切に実施するとともに、年金相談や制度周知に努め、制度を円滑に進めていきます。
- 生活困窮者の自立を支援する  
生活保護制度を適正に実施するとともに、相談援助活動を通じて、保護に至る前の生活困窮者や生活保護世帯の自立支援に努めます。

#### (4) 心豊かな暮らしを支える健康づくり

- 心の健康づくりと生活習慣改善の意識を広める  
健康推進員等と連携し、健診受診、食や運動の習慣、歯と口腔の健康、禁煙等についての普及啓発を行い、市民の健康づくりと疾病予防の行動を支援するとともに、生活習慣の改善に楽しみながら取り組める環境づくりを進めます。また、関係機関、ボランティア等と連携し、メンタルヘルスの普及啓発や傾聴サロンの支援等により、心の病を持つ人への理解と早期発見、早期治療につなげます。
- 疾病予防や早期発見の体制を整える  
保健・医療・福祉・介護の関係機関の連携を進めるとともに、保健センターを効率的に運営し、特定健診や各種検診、予防接種等、疾病予防や早期発見の体制を整えます。特に、がん検診の受診環境整備や受診勧奨等により、がん検診受診率の向上を図るなど、がん対策を推進します。

#### (5) 他の市町村との連携施策

- 定住自立圏を構成する市町間の連携  
今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。
- 子育て支援の充実  
圏域全体として安心して子育てができる環境を整備するため、圏域での子育て支援サービスの相互利用や、子育て世帯への助成等を行います。
- 高齢者福祉の充実  
高齢者福祉の充実を図るため、圏域高齢者の生活支援や、ひとり暮らしの安全確保対策を行います。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分                                     | 事業名<br>(施設名)                           | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考  |
|---|--|---|----------|-----|
| 6 子育て環境<br>の確保、高齢<br>者等の保健<br>及び福祉の<br>向上及び増<br>進 | (1)児童福祉施設<br><br>保育所                   | 保育所等施設整備費補助事業<br>・対象6法人<br>杉松会、愛慈学園、<br>明正学園、メリーゴーランド、<br>轟婦人福祉会、能代感恩講  | 法人       | 補助金 |
|   | (2)認定こども園                              | 保育所等施設整備費補助事業<br>・対象6法人<br>愛慈学園、明正学園、湊城学園、<br>山崎学園、明和学園、<br>秋田カトリック学園   | 法人       | 補助金 |
|   | (3)高齢者福祉施設<br><br>老人ホーム                | 養護老人ホーム松籟荘等改修事業   | 市        |     |
|   | (7)市町村保健セ<br>ンター及び母<br>子健康包括支<br>援センター | 保健センター設備等改修事業   | 市        |     |
|   | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業                   | 緊急通報装置・ふれあい安心電話事<br>業<br>・事業の必要性：高齢化、核家族化の<br>進行に伴い高齢者単独世帯が増えて<br>おり、こうした世帯が在宅で安全に<br>かつ安心して暮らすことができる環<br>境の整備が必要とされている。<br>・具体的な事業内容：日常生活に不安<br>のある高齢者単独世帯等に緊急通報<br>装置を貸与し、緊急時の対応を図る。<br>また、日常生活に不安のある高齢者<br>単独世帯等に、週1回安否確認の電<br>話をし、見守り体制の充実を図る。<br>・事業効果：高齢者単独世帯等の安全<br>安心の確保や不安感・孤独感の解消<br>が図られることにより、将来にわたり<br>地域の持続的発展に資する。 | 市        |     |





## 6 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

高齢者福祉施設は、能代市高齢者福祉計画に基づき、施設の在り方を検討します。能代市人口ビジョンの将来推計によると、高齢者人口は、平成 29 年度をピークに徐々に減少することが見込まれることから、これ以上の施設の整備・拡大は行わず、適切な維持・補修による施設の長寿命化を図ります。

保育所は、補助制度が維持されている私立保育所の方が多様なニーズに沿ったサービスを提供しやすいこと、財政面で見た場合に市の負担が少ないこと、保育所の運営が社会情勢や国の政策の移り変わりとともに民間へ移行してきていることなどから、平成 28 年度に見直した「市立保育所の今後の方針」に基づき、民間移管を基本とします。ただし、国・県の動きや入所児童数の動向のほか、地域の状況等を踏まえ、定員の見直しや施設の廃止を併せて検討します。

幼児・児童施設について、法改正等に伴う施設整備の検討においては、既存施設活用の検討を行い、新たに建設する場合には、需要に応じた適切な規模とします。また、老朽化の進んでいる施設については、既存施設への移転や複合化を検討します。

障害福祉施設は、障がい者支援の根幹を担う施設であることから、今後も継続的・安定的な運営に努め、計画的な維持・補修により、施設の長寿命化を図ります。

児童福祉施設は、母と子の自立を担う施設であり、今後も安定した運営を行うため、計画的な維持・補修により、施設の長寿命化に努めます。

保健施設は、市民が健診等で使用する施設であることから、計画的な維持・補修により、施設の長寿命化に努めます。

## 第8 医療の確保

---

### 1 医療の確保の方針

---

医療の確保は最も基礎的な生活条件のひとつであり、地域社会の維持・存続を図る上で欠くことのできない対策です。特に、高齢化に伴う患者の増加、医師不足など対策の緊急性は極めて高く、国・県などと連携した対応を図っていくことが必要となっています。

このため、県などの制度も活用しながら、産科医等確保支援事業などによる地域医療に携わる人材の確保、救急医療の確保、医療水準の維持・向上に必要な医療設備・機器の導入・更新など、医療機関と連携のもと、地域住民の通院に係る交通手段の確保も含めた地域医療体制の確保を図るための取組を進めます。

### 2 めざす姿や状態

---

心豊かな暮らしを支える健康づくり

- 地域医療が維持され、必要なときに必要な医療が受けられることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

心豊かな暮らしを支える健康づくり

- 地域の中核病院

能代山本圏域では、能代厚生医療センターと能代山本医師会病院、独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院が救急告示病院となっており、地域医療の中心的な役割を果たしています。また、能代厚生医療センターが地域がん診療病院の指定を受けているほか、能代山本医師会病院が地域がん診療病院に準ずる病院として、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供等の役割を担っています。

- 救急医療の体制

能代山本圏域では、広域的に救急医療体制を確保し、休日診療の在宅当番医制、休日や夜間の救急医療の確保と集中緩和のための病院群輪番制を行っています。気管挿管、薬剤投与等、高度な救命処置を行う救急救命士の養成により救急対応の向上を図るほか、市民の身近な取組として普通救命講習や献血の協力等もあります。

- 福祉医療制度の状況

乳幼児及び小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、高齢の身体障がい者、重度の心身障がい者に、医療費の助成を行っています。基本的には県の助成制度を活用して実施していますが、子どもの医療費については、子育て支援の一環として、県助成対象外の場合も、市単独事業ですべての子どもが受給できるよう、

事業を拡大して実施しています。

○ 診療所の状況

地域医療の確保のため、診療所3カ所を民間委託で運営していますが、施設の老朽化が進み、利用者が減少傾向にあるなどの課題を抱えています。

## 4 その対策

---

### (1) 心豊かな暮らしを支える健康づくり

○ 総合的な医療体制を確保する

医師を確保するための働きかけを行うとともに、産科医の確保や救急医療・小児医療等の体制整備、がん患者の精神的・身体的負担を軽減させるための緩和ケアの体制整備への支援を行います。

救急業務については、専門性の向上、救急車の適正利用の普及啓発等に努めるとともに、救急医療体制の確保を図ります。また、AEDの普及に努め、救命講習会等の実施により、応急処置実施率の向上を図るとともに、献血を広く呼びかけるなど、市民の協力確保に努めます。

○ 効率的で利用しやすい医療体制を整える

身近にかかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことの普及に努めるとともに、福祉医療制度を引き続き実施するなど、効率的で利用しやすい医療体制を整えます。また、市で運営している診療所については、費用対効果や適正な配置・体制等、そのあり方の見直しを図ります。

### (2) 他の市町村との連携施策

○ 定住自立圏を構成する市町間の連携

今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。

○ 地域医療体制の充実・強化

圏域住民に安定した医療を提供するため、医療機関への支援等を通じて二次医療圏域である能代山本圏域の医療体制の充実・強化を図ります。

○ 医療従事者の確保対策

圏域住民に安定した医療を提供するため、圏域の医療従事者の確保対策に取り組みます。

○ 健康寿命の延伸対策

圏域住民の健康寿命の延伸を図るため、予防・健（検）診・保健指導等に取り組みとともに、地域資源を活用した健康づくりを推進します。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容   | 事業<br>主体         | 備考  |
|---------------|-----------------------|--|------------------|-----|
| 7 医療の確保       | (1) 診療施設<br><br>診療所   | 常盤診療所設備更新事業<br><br>保健センター設備更新事業  | 市<br><br>市       |     |
|               | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 救急医療対策事業<br>・事業の必要性：住民が安心な暮らし<br>を実現していく上で、休日、夜間等<br>の救急医療体制の確保が必要とされ<br>ている。<br>・具体的な事業内容：休日診療を当番<br>制で担当する在宅当番医制運営事業<br>及び休日、夜間の急患の対応を行う<br>病院群輪番制病院運営事業を実施す<br>る。<br>・事業効果：救急医療の確保が図られ<br>ることにより、地域の安心な生活の<br>実現につながり、将来にわたり地域<br>の持続的発展に資する。 | 広域<br>市町村<br>圏組合 | 負担金 |

## 6 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

医療の確保に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

医療施設は、施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のため、計画的な維持・補修を実施します。また、利用者数等を考慮し、施設の存続を検討するとともに、施設を更新する場合には、既存施設への移転の可能性や、近隣の出張所や集会施設等との複合化も検討します。

## 第9 教育の振興

---

### 1 教育の振興の方針

---

市民が、学び合いの中から、本市の豊かな自然と歴史、伝統ある文化を大切にし、お互いの立場や考え方を尊重し合い、助け合いながら、共に希望をもって生き、次代に引き継いでいくことができるよう教育の振興に関する施策の充実を図ります。

未来を担う子どもたちに感謝と思いやりの心を育み、子どもたちが安全・安心に、伸び伸びと健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となって育てていく取組を進めます。

良好な教育環境を確保するため、教職員の適正な配置と、老朽校舎の改修及び必要な施設整備を推進するとともに、学校統廃合に伴う遠距離通学には適切な措置を講じます。また、世界的なI o T化の流れもあり、情報処理技術・プログラミング能力の育成は、今後ますます必要となってくることから、I C T教育基盤を整え、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。

社会教育及び生涯スポーツについては、バスケの街づくりやきみまちの里フェスティバル、檜山地域の歴史の里づくりなど特色を生かした各種施策を推進するとともに、利用者が魅力や生きがいを感じることができるよう、集会施設、体育施設及び社会教育施設などについて、効果的な施設のあり方も検討しながら、計画的な施設の補修や整備を図ります。また、多様な魅力ある学習機会を提供し、学習者の自立と自主活動を支援するとともに、学習した成果を活用できる場と機会の充実を図ります。

学校統廃合に伴う廃校舎については、住民の地域への愛着を育んできた施設であり、建物の老朽化などの状況も十分に勘案しながら、できる限り有効活用が図られるように努めます。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 次代を担う子どもを育てる学校教育

子どもが良好な環境で学ぶことができ、子どもの個性や能力が伸びることをめざします。学校が地域の活動の場として開かれ、家庭や地域と連携した教育が進むことをめざします。子ども一人ひとりが命の大切さを学び、人や社会との関わり方を身に付けられることをめざします。

#### (2) 地域や社会に活かす生涯学習・文化

学べる機会や環境があり、学んだ知識や技能、技術が、地域や社会に活かすことをめざします。

### (3) 気軽に親しみ楽しめるスポーツ

スポーツを気軽に楽しみ、健康づくりや体力づくり、仲間づくりができることをめざします。スポーツに取り組める環境があり、競技力が向上することをめざします。スポーツイベント等を通じて交流が広がり、地域の活性化につながることをめざします。

## 3 現況と問題点

---

### (1) 次代を担う子どもの成長を支える学校教育

#### ○ 地域の未来を担う子どもの育成

地域の未来を担う子どもの育成には、豊かな人間性を育むとともに、ふるさと教育等を通じて地元への愛着を深めることが重要です。本市では、豊かな心と健やかな体、自ら学び、考え、行動する力をもった児童生徒の育成に取り組んでいます。

#### ○ 特別な支援を必要とする子どもの増加

特別な支援を必要とする子どもが年々増加しており、それに伴う指導員・支援員の配置が必要となっています。早期からの教育相談や支援体制の構築、指導員・支援員の確保等が課題となっています。

#### ○ 子どもの減少と学校統合

少子化の進行による学校統合が終了し、令和2年度から市内7小学校、6中学校となりました。7小学校のうち1校が、複式学級を有する小規模校となっています。

#### ○ 市の奨学金制度の状況

本市では、経済的理由で修学が困難で、優良な学生・生徒に奨学金を貸与しています。また、高校や大学等を卒業し、就労しながら奨学金を返還している方に対する返還金の助成制度を実施しています。

#### ○ 学力向上に向けた取組

子ども一人ひとりが、生涯学び続け、自己の生き方を探究する基礎となる学力を身に付けることは、学校教育の重要な役割です。本市では、学習状況調査等を通して、学力状況を把握し、指導方法の工夫や改善に努め、学力向上に取り組んでいます。

#### ○ いじめや不登校の問題

社会問題となっているいじめや不登校に関しては、学校・家庭・地域が連携して、子どもを守り育てるための体制をつくっていくことが求められます。本市では、楽しい学校生活を送るための調査（Q-Uテスト）やいじめアンケート等の実施、心の教室相談員の配置、適応指導教室の設置等により、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、即時対応に取り組んでいます。

○ 食生活の意識と食育

小学生から高校生までの学齢期は、心身ともに成長が著しく、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育を進めることが大切です。また、地元食材や郷土料理への理解を深め、地域の食文化を次世代に継承する取組も望まれます。

(2) 地域や社会に活かす生涯学習・文化

○ 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習とは、一人ひとりが生涯にわたって自発的に行う学習活動のことです。講座等の学習に限らず、スポーツ・文化活動やボランティア活動、趣味・レクリエーション活動等、様々な学習が行われており、その成果を地域や社会に活かすことができる環境づくりが求められています。

○ 家庭や地域と子どもの関わり

少子化や核家族化のほか、就労形態や価値観の多様化等により、地域社会における連帯感が希薄化傾向にあり、子どもや家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした環境の変化の中で、家庭や地域で子どもの社会性を育む機会が少なくなっています。

○ 社会教育施設等の状況

公民館をはじめとする社会教育施設等は、一部の施設に指定管理者制度を導入しています。建物や設備が老朽化している施設も多数あることから、計画的な維持補修を検討していく必要があります。

○ 図書館の充実

二ツ井町庁舎の3階に図書館が開館したことにより、市立図書館は能代図書館と二ツ井図書館の2館となり、より広範囲への読書機会の提供が可能となりました。読書離れが心配される昨今、地域における情報拠点として学習活動の支援に努めるとともに、本の魅力を広く伝えていくことが求められています。

(3) 気軽に親しみ楽しめるスポーツ

○ 生涯スポーツの環境

スポーツは、豊かな生活や生きがいがづくりのほか、青少年の健全育成や心身の健康の維持増進、競技力・体力の向上、社会経済の活力創造等、多方面での効果が期待されます。このため、あらゆる年代が、ライフスタイルに応じて日常的にスポーツを楽しみながら体力・健康づくりに取り組むことができるスポーツ環境が求められています。

○ スポーツ少年団の状況

児童数減少のため、スポーツ少年団は団員が減少してきており、一部では活動が困難になっている例もみられます。スポーツ少年団の育成につながる支援や指導者の確保等の取組が求められています。

○ スポーツイベントの開催

高校バスケットボールの名門、県立能代科学技術高校（旧県立能代工業高校）の活躍により、「バスケの街 能代」は全国的に知名度が高く、全国から強豪校が集まる能代カップ高校選抜バスケットボール大会は、インターハイ、国体、選抜に次ぐ「第四の全国大会」と呼ばれています。また、全国に発信できるスポーツイベントとして「きみまち二ツ井マラソン」が開催されているほか、住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」等を通してスポーツによるまちづくりを推進しています。

○ スポーツ施設の状況

本市には、総合体育館をはじめ、様々なスポーツ施設があり、競技大会やイベント、日常のスポーツの場として利用されています。老朽化等により改修が必要な施設もあることから、計画的な維持補修を検討していく必要があります。

## 4 その対策

---

(1) 次代を担う子どもを育てる学校教育

○ 教育環境を整える

学校施設等の適切な維持管理や必要な指導員・支援員の配置等により、望ましい教育環境を整えます。将来的にも全児童数が30人以下で推移する小規模小学校については、保護者や地域の理解を得ながら統合を進めます。

また、奨学金の貸付を行うとともに、返還金の助成を行い、地域の将来を担う人材の育成と定住促進に取り組みます。

○ 心豊かな子どもを育てる教育を進める

ふるさと学習や総合的な学習の時間における様々な体験活動を行いながら、積極的に地域と学校が交流・連携し、心豊かな子どもを育てる教育を進めます。

○ 基礎学力や基礎体力の向上を図る

子どもの学力の状況を把握し、学習指導の工夫や改善につなげ、基礎学力の向上を図るとともに、健やかな体づくりに努めます。また、交流都市との教育連携により、教職員相互の交流や情報交換を通じて教育の改善・充実を図り、学力の向上につなげます。

○ 子どもの心と体の健康を保つ

健康診断等により子どもの健康の保持・増進に努め、学校給食では、地産地消の推進や食育に努めます。また、いじめや不登校等に対しては、相談体制や指導体制の充実を図り、学校・家庭・地域が連携を図りながら子どもの心と体の健康を保っていきます。

(2) 地域や社会に活かす生涯学習・文化

○ 地域の活動につながる学習環境を整える

学ぶ機会を提供するとともに、学んだことを地域へ還元し、地域づくりに活かせるよう、学習者の活動や地域とのつながりを支援します。また、効果的な講座の開催や人材育成を進め、世代を問わず参加しやすい環境づくりに努めます。

また、鶴形地域については、地域住民の交流や活動の場を確保するため、鶴形地域拠点施設を整備します。

○ 青少年の健全な成長を支える

家庭教育講座の開催や、地域での交流・体験活動等を通じて、ふるさとへの愛着を育むなど、子どもと家庭や地域との関わり大切さを広め、家庭・学校・地域が連携し、青少年の健全な成長を支えます。

○ 社会教育施設を効率的・効果的に運営する

良好な学習環境を提供するため、それぞれの社会教育施設が持つ機能を活用し、効果的で効率的な運営を図るとともに、施設の維持補修を適切に行います。

(3) 気軽に親しみ楽しめるスポーツ

○ スポーツに親しめる環境を整える

地域の交流活動を推進する総合型地域スポーツクラブの設立や活動を支援するほか、スポーツ教室の開催やスポーツ大会等の支援、学校の体育館のスポーツ団体への開放等、子どもから高齢者まで生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整えます。

○ 競技スポーツの環境を確保する

スポーツ少年団の育成支援やスポーツ指導者の養成、全国大会出場者等への支援等により、競技スポーツに取り組める環境を確保します。また、市体育協会や市スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等の関係機関や団体との連携を強化し、市民のスポーツに対する関心や意欲の向上を図り、スポーツの普及・発展に努めます。

○ スポーツによる特色あるまちづくりを展開する

能代カップ高校選抜バスケットボール大会やきみまち二ツ井マラソンをはじめとするスポーツイベントへの支援を継続するとともに、バスケットボール関連の取組による地域の活性化や、多彩なスポーツイベントの開催を通じた市内外の人々の交流促進等、スポーツによる特色あるまちづくりを展開します。

○ スポーツ施設を効率的・効果的に運営する

市のスポーツ施設のより効率的で効果的な活用を図るとともに、利用者に安全で良好なスポーツ環境を提供するため、施設の改修や整備等を行います。

(4) 他の市町村との連携施策

○ 定住自立圏を構成する市町間の連携

今後も能代山本地域が発展を続けていくために、各地域の魅力や特性を活かしながらも、定住自立圏を形成する市町が今まで以上に連携・協力していきます。

○ 学校教育の充実

圏域の人材を育成し、地元への定住を促進するための奨学金の貸与等を行います。

○ 生涯学習機会の充実

圏域での生涯学習の機会を充実させるため、関連施設の維持管理を行うとともに、各種講座を開催します。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|--|----------|----|
| 8 教育の振興       | (1)学校教育関連施設<br><br>校舎 | 能代市立淳城南小学校改修事業<br>・鉄筋コンクリート造3階建鉄骨<br>造1階建 6,156 m <sup>2</sup> | 市        |    |
|               |                       | 能代市立淳城西小学校改修事業<br>・鉄筋コンクリート造3階建<br>3,774 m <sup>2</sup>        | 市        |    |
|               |                       | 能代市立第五小学校改修事業<br>・木造一部鉄筋コンクリート造2<br>階建 3,638 m <sup>2</sup>    | 市        |    |
|               |                       | 能代市立二ツ井中学校改修事業<br>・鉄筋コンクリート造4階建<br>6,097 m <sup>2</sup>        | 市        |    |
|               |                       | 能代市立能代東中学校改修事業<br>・鉄筋コンクリート造3階建<br>4,933 m <sup>2</sup>        | 市        |    |
|               | 屋内運動場                 | 能代市立能代南中学校改修事業<br>・鉄筋コンクリート造4階建<br>4,321 m <sup>2</sup>        | 市        |    |
|               |                       | 能代市立東雲中学校改修事業<br>・木造一部鉄筋コンクリート造1<br>階建 1,531 m <sup>2</sup>    | 市        |    |
|               |                       | 能代市立第五小学校改修事業<br>・鉄骨造1階建 1,128 m <sup>2</sup>                  | 市        |    |
|               |                       | 能代市立二ツ井中学校改修事業<br>・鉄筋コンクリート造+鉄骨造2<br>階建 1,598 m <sup>2</sup>   | 市        |    |
|               |                       | 能代市立能代東中学校改修事業<br>・鉄骨造1階建 1,239 m <sup>2</sup>                 | 市        |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容   | 事業<br>主体         | 備考  |
|---------------|--------------------|--|------------------|-----|
| 8 教育の振興       | (1) 学校教育関連施設       |  |                  |     |
|               | 屋内運動場              | 能代市立能代南中学校改修事業<br>・鉄骨造 1階建 1,132 m <sup>2</sup>                  | 市                |     |
|               | 水泳プール              | 能代市立淳城南小学校改修事業<br>・FRP製 25.0×11.0m                               | 市                |     |
|               | スクールバス・<br>ボート     | スクールバス購入事業<br>・二ツ井小学校 2台<br>・第五小学校 1台<br>・東雲中学校 1台<br>・向能代小学校 2台 | 市                |     |
|               | (3) 集会施設、体育<br>施設等 |  |                  |     |
|               | 公民館                | 二ツ井公民館改修事業   | 市                |     |
|               |                    | 向能代公民館改築事業   | 市                |     |
|               | 集会施設               | サン・ウッド能代改修事業   | 市                |     |
|               |                    | 能代市子ども館改修事業<br>・展示室リニューアル工事<br>・プラネタリウム上部屋根防水<br>工事              | 市                |     |
|               |                    | 働く婦人の家改修事業   | 市                |     |
|               |                    | 青少年ホーム改修事業   | 市                |     |
|               |                    | 鶴形地域拠点施設整備事業<br>(旧鶴形小学校改修事業)                                     | 市                |     |
|               |                    | 能代山本広域交流センター改修事<br>業   | 広城<br>市町村<br>圏組合 | 負担金 |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容  | 事業<br>主体                              | 備考 |
|---------------|-------------------------------|---|---------------------------------------|----|
| 8 教育の振興       | (3)集会施設、体育<br>施設等<br><br>体育施設 | 二ツ井町総合体育館改修事業<br>・空調設備改修工事<br><br>B & G 海洋センター大規模改修事業<br><br>二ツ井町総合体育館サブアリーナ<br>大規模改修事業<br><br>赤沼球場大規模改修事業<br><br>陸上競技場整備事業   | 市<br><br>市<br><br>市<br><br>市<br><br>市 |    |
|               | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業          | 老朽化公共施設解体事業<br>・事業の必要性：人口減少等により廃<br>止した公共施設について、老朽化等<br>により有効活用が困難となっている<br>ものについては、危険防止、景観保<br>全及び維持管理費用の削減のため、<br>解体撤去を行う必要がある。<br>・具体的な事業内容：老朽化等により<br>有効活用が困難な公共施設の解体撤<br>去を行う。<br>・事業効果：住民の安全・安心な暮ら<br>しの実現を図られることから、将来<br>にわたり地域の持続的発展に資す<br>る。 | 市                                     |    |

## 6 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

教育の振興に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

学校は、児童・生徒の学習環境を最優先に考え、維持管理を行います。小規模校については、「小規模小学校の在り方協議会」での提言を踏まえて、将来的に全児童数が30人以下で続く場合は統合を進めます。児童・生徒数の減少により余剰となる教室・空きスペースが生じた場合、その活用を検討します。

共同調理場は、法律に基づき設置した学校給食を担う施設であることから、学校給食衛生管理基準を遵守するために必要な措置を講じつつ、今後の児童・生徒数の動向も踏まえ長寿命化や集約化を検討します。旧小学校は、活用の方向が見出せない施設から順次解体を検討していきます。現在、利用されている施設についても、防犯や安全面で周辺への影響をきたさぬよう、必要最低限の維持補修を行い、大きな改修費用を要することとなった場合は解体を検討していきます。

集会施設のうち、耐用年数を大幅に経過している施設については、施設の廃止を含めた統廃合の検討を行うとともに、安全が確保できないと判断された場合には、使用を中止します。その他の施設は、適切な予防保全を行うことで、施設の長寿命化に努めます。

文化施設は、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持・補修の実施により、施設の長寿命化を図ります。また、更新を行う際には、近隣施設との複合化を検討します。

体育館は、利用者数や施設の老朽化状況を考慮し、更新の要否を検討します。プールは更新費用、維持管理コストが共に高額となります。一部代替機能が確保されていることも踏まえ、施設の在り方を検討します。野球場は、利用者数の動向や類似団体との保有量の比較を踏まえ、更新の要否を検討します。テニスコートやその他スポーツ施設についても、利用者数とコスト、代替施設の利用可能性を比較考量し、施設の在り方を検討します。

## 第 10 集落の整備

---

### 1 集落の整備の方針

---

近年、集落人口の減少と高齢化が進行し、これらの集落においては生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、伝統文化の継承者不足、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が生じています。

集落の維持・活性化を図るためには、まず、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題としてとらえた上で、集落の実態に即して持続的な集落コミュニティの仕組みづくりをめざす必要があります。そのためには、集落を支援する人材及び集落を担う人材の育成・確保、集落の連携体制づくり、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組など、ソフト事業を中心にきめ細かな集落の維持・活性化策を講じていく必要があります。このような観点で、自治会・町内会などの地域自治組織やまちづくり団体などが行う地域づくりの自主的・自発的活動を積極的に支援していきます。

### 2 めざす姿や状態

---

みんなが参加し活躍する地域づくり

ボランティア等の活動がしやすく、団体等の交流や連携が進むことをめざします。自治会・町内会や団体等の活動が活発になり、地域の課題解決や身近なまちづくりにつながることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

みんなが参加し活躍する地域づくり

#### ○ 市民活動の広がり

NPO法人制度が定着してきたこともあり、様々な分野で市民活動の広がりがみられます。本市では、市民や活動団体と行政との間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として市民活動支援センターを設置し、市民活動の活発化に努めています。また、こうした活動を支援する制度を設けており、梅内地域では、先人から受け継がれてきた森林を次世代へ引き継ぐための山の手入れをしながら、間伐材を使った薪づくりや豊富に採れる山菜を販売するなど、住民の手による地域性を活かした自主的な活動が行われています。

#### ○ 若者が活躍しやすい環境

平成 28 年の参議院議員通常選挙から選挙権が 18 歳以上に引き下げられたなど、少子化・高齢化が進む中で、未来に向けて課題を解決していくために、これから地域で生きていく若者の力が求められており、そうした若者が活躍しやすい環境が必要となっています。

○ 地域コミュニティの維持

人口減少や少子化、高齢化、核家族化等に伴い、地域のつながりやマンパワーが弱まってきており、地域での行事等の継続が困難な状況も見られます。安定した地域生活を送るためには、自治会・町内会といった地域コミュニティが不可欠ですが、地域で主体的に活動するリーダー等が不足する傾向にあり、地域における人材の育成やコミュニティ間の連携支援が必要と考えられます。

○ まちづくり協議会等の活動

檜山、常盤、鶴形、東能代の各地域では、地域住民が主体となって地域づくりに取り組むためのまちづくり協議会が組織され、様々な活動が進められています。また、その他の地域の新たなまちづくり活動に対しても、必要な支援を行います。

## 4 その対策

---

みんなが参加し活躍する地域づくり

○ NPOやボランティアが活動しやすい環境を整える

関係機関と連携してボランティアの養成等を行うとともに、市民、活動団体、行政等の間をつなぐ市民活動支援センターを拠点に、情報交換や交流を深めながら市民の自主的な活動を支援するほか、コミュニティビジネスの立ち上げに関する助言を行うなど、ボランティアやNPO等の様々な主体が活動しやすい環境を整えます。また、将来を担う若者が活動しやすい環境づくりに努めます。

○ 地域づくりの活動を活性化させる

地域コミュニティが維持できるよう、引き続き自治会・町内会や地域活動に対する支援を行うとともに、地域課題の解決に行動力を持って取り組む人材の育成に努めます。また、まちづくり協議会による、地域に根ざした個性ある地域づくりや地域間の交流を支援し、地域づくりの活性化を図ります。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考  |
|---------------|----------------------|---|----------|-----|
| 9 集落の整備       | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>市民活動支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：様々な分野の市民活動団体、NPO等が活発に活動し、互いに連携することで、地域の活性化が期待できることから、総合的にこれらの市民活動を支援し、コーディネートしていく必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：市民・活動団体と行政等の間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点を設置。講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努める。</li> <li>・事業効果：市民の自主的な活動を支援する環境を整えることにより、特色ある地域づくりの活性化が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        |     |
|               |                      | <p>地域集会所修繕費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：地域コミュニティを維持し、充実・活性化していくためには、地域住民が集まり、話し合い、様々な催しを行う地域集会所の整備が必要となる。</li> <li>・具体的な事業内容：地域集会所の建設費用、既存集会所の修繕費用の一部助成等を行う。</li> <li>・事業効果：地域コミュニティの維持・強化と活性化が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul>  | 市        | 補助金 |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考  |
|---------------|-----------------------|---|----------|-----|
| 9 集落の整備       | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>梅内地域ネットワーク圏形成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：地域課題の解決や地域資源の活用を梅内地域が積極的に取り組んでおり、先進的で創造性の高い事業をモデル的に展開する必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：集落ネットワーク圏（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を支援する。</li> <li>・事業の効果：地域の自発的な活動を支援することにより、コミュニティの維持・強化と活性化が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 地域       | 補助金 |

## 第 1 1 地域文化の振興等

---

### 1 地域文化の振興等の方針

---

地域の長い歴史の中で培われ、今に伝わる文化財や民俗芸能・伝統行事などは、住民の郷土愛を育み、その地域の誇りとなるものであり、他の地域からは魅力となるものです。地域の自然景観も含めた歴史文化について、保存・継承と地域の自立、活性化に向けた活用に努めます。

また、市民が気軽に芸術・文化活動に参加でき、優れた芸術文化に触れることができる環境を整えていきます。

施設整備については、既存施設の活用による文化展示館や文化財の保存・展示施設の設置を検討します。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 地域や社会に活かす生涯学習・文化

文化・芸術の活発な活動により、人づくりや地域づくりにつながることをめざします。民俗芸能や民俗行事等を通じて、世代間交流が進み、地域住民の結びつきが深まることをめざします。地域の歴史や文化への理解が深まり、地域に愛着や誇りを持てることをめざします。

#### (2) 自然と共生し持続できる環境・衛生

身近な環境や自然、エネルギーに関する理解が深まり、地域ぐるみの環境活動につながることをめざします。

### 3 現況と問題点

---

#### (1) 地域や社会に活かす生涯学習・文化

##### ○ 文化・芸術の振興

本市には、多くの文化・芸術活動団体があり、活発に活動していますが、高齢化が進むとともに、若い世代の参加が少ない傾向にあります。市民の文化・芸術活動を支援し、かつ、若い世代の活動を奨励する必要があります。

##### ○ 地域の民俗芸能や民俗行事

地域固有の文化である民俗芸能や民俗行事は、人口減少等による担い手不足で維持することが難しくなっているものもあり、後継者の育成・確保が課題となっています。

##### ○ 文化財等の状況

国指定史跡である檜山安東氏城館跡をはじめ、地域の歴史や文化を知る上で貴重な文化財や歴史資料が多数存在していますが、保存・活用が課題となっています。

す。

(2) 自然と共生し持続できる環境・衛生

○ 山・川・海に囲まれた豊かな自然環境

本市は、世界自然遺産である白神山地をはじめ、米代川やきみまち阪、風の松原、小友沼、そして日本海等、豊かな自然に囲まれた地域であり、これらの自然環境は、良好な景観を形成しています。この豊かな自然環境を継承するため、環境保全に関する組織や活動の充実が求められています。

#### 4 その対策

---

(1) ふるさとの誇りを受け継ぐ文化・芸術

○ 伝統文化の保存・継承活動を支援する

ふるさとに愛着や誇りを持てるよう、学校や地域との連携を深め、地域固有の伝統文化である民俗芸能や民俗行事の保存・継承活動を支援します。

○ 文化・芸術の振興を支援する

文化・芸術団体の活動を支援するとともに、芸術鑑賞の機会や、活動の発表の場を提供するなど、引き続き文化・芸術の振興に努めます。

○ 文化財や歴史資料を調査・保存する

地域に所在する文化財の実態や埋蔵文化財の各種調査を実施し、その保存と活用に努め、文化財や歴史資料の保存・展示施設の設置については、既存施設の活用を基本に検討していきます。また、国指定史跡である檜山安東氏城館跡の発掘調査を進め、保存・活用を図りながら、歴史の里づくりにつなげます。

(2) 自然と共生し持続できる環境・衛生

○ 環境に対する意識を高め自然環境を保全する

環境保全に取り組む市民や団体の活動を支援するとともに、環境学習の推進や環境保全に対する意識啓発等を行い、環境に対する意識を高めることで自然環境の保全に努めます。また、省エネルギーの促進等により、地球温暖化対策や環境に配慮した取組を進めます。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)                     | 事業内容                        | 事業<br>主体   | 備考 |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------------|------------|----|
| 10 地域文化の<br>振興等 | (1)地域文化振興施<br>設等<br><br>地域文化振興施設 | 文化会館改修事業<br><br>文化財等収蔵庫整備事業 | 市<br><br>市 |    |

## 6 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

文化施設は、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持・補修の実施により、施設の長寿命化を図ります。また、更新を行う際には、近隣施設との複合化を検討します。

## 第 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

---

### 1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

---

本市は、良好な風に恵まれ、風力発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進んでいます。特に洋上風力発電に関しては、本地域沖が再エネ海域利用法に基づく促進区域に、能代港が港湾法における海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に指定されるなど、本地域を取り巻く環境は大きく変化してきています。

洋上風力発電は、建設及び維持管理の拠点となる港湾が重要となります。洋上風力発電の導入が進む欧州ではそのような港湾が存在し、その後背地には、風車の部品工場が立地し、メンテナンス拠点が形成されるなど、関連産業が集積することで新たな雇用が創出され、地域経済の活性化が図られています。

現在能代港は、国・県による地耐力強化、ふ頭用地拡張の整備が進められおり、洋上風力発電の拠点港湾として、その条件が着実に整ってきています。

このチャンスを逃すことなく、洋上風力発電関連の部品工場等の立地、地元企業の参入、メンテナンス拠点の形成等を通じ、日本における洋上風力発電産業の振興を図り、本市ひいては秋田県全体の活性化に繋げるため、今ここで地域が一丸となって取り組む必要があると考えています。

本市は、洋上風力発電のトップランナーとして、秋田県内の企業、商工団体、高等教育機関、自治体、そして各港と連携し、持続可能な社会形成の一端を担えるよう、取組を進めます。

国では、脱炭素社会に向けた動きが加速しており、今後さらに再生可能エネルギー、そして脱炭素社会に向けた切り札と言われている水素エネルギーの利活用が期待されています。本市においても、更なる再生可能エネルギーの導入を促進するほか、水素エネルギーの利活用の可能性を探り、脱炭素社会をめざします。

### 2 めざす姿や状態

---

#### (1) 次世代エネルギーの先進的なまち

再生可能エネルギーにおける地域資源の活用により地域経済と産業の活性化をめざします。風力発電関連産業の集積等、風力発電の拠点形成をめざします。

#### (2) 地域をリードする産業の創出・活性化

市民や事業者の主体的な取組を生む先進地となっていることをめざします。

#### (3) 災害時でも活用できる電力供給システムの構築

次世代エネルギーによるエネルギー確保により、災害時でも安心して生活でき

る環境をめざします。

#### (4) 水素エネルギーの利活用

水素エネルギーの利活用促進による環境負荷の小さいまちづくりをめざします。

### 3 現況と問題点

---

#### (1) 次世代エネルギーの先進的なまち

##### ○ 陸上風力発電事業の促進

本市における陸上風力発電事業は、地元の企業等が主体となっている事業が多く、また、市民ファンド等、その利益が地元還元される仕組みを導入された事例もあります。今後も導入拡大が見込まれますが、環境への配慮を前提に、地元への貢献も重要となります。

##### ○ 洋上風力発電事業の促進

本地域は国内でも先進的な導入が進められていますが、その効果を地域に最大限波及させる取組が重要です。

##### ○ 風力発電の拠点形成の推進

複数の洋上風力発電事業計画があるほか、能代港が港湾法における海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に指定されるなど、拠点形成に向けた環境が整ってきています。これを好機と捉え、能代港を中心に、県内各地が連携し、拠点形成に向け一丸となって取り組んでいく必要があります。

#### (2) 地域をリードする産業の創出・活性化

##### ○ 地元企業の次世代エネルギー事業への参画促進

地元の企業等が主体となっている陸上風力発電事業がありますが、同じように、地元主体で実施が可能な事業については、引き続き参画を促進していくことが重要です。

##### ○ 次世代エネルギー関連産業の創出・育成

メンテナンス等の風力発電関連産業に地元の企業が参画していますが、洋上風力発電の本格的な導入が進もうとしている中、更なる地元企業の関連分野への参画を促進し、状況に応じて支援していく必要があります。

#### (3) 災害時でも活用できる電力供給システムの構築

##### ○ 発電事業者との連携による非常用電源確保の検討

大規模停電等、既存の電力系統が使用不可能な場合、発電所が存在していても、自営線で発電所と供給場所がつながっていなければ、直接の電力供給は不可能です。そこで、電気をためて運搬ができる電気自動車（EV）等の活用が注目され

ており、市内にある蓄電池を併設している陸上風力発電所から、災害時における電気自動車（EV）を活用した電気供給を行うことについて、市と発電事業者により体制を整えています。

○ 大規模発電事業への蓄電池等の併設促進

風力発電や太陽光発電は、天候により左右されるため、災害時等に安定して電力を使用するためには、蓄電池の併設が有効です。本市には、蓄電池を併設している大規模な風力発電所がありますが、洋上風力発電をはじめ今後更なる再生可能エネルギーの導入が進む中、蓄電池を設置していただくことで、災害対応力の強化につながる可能性があります。

(4) 水素エネルギーの利活用

○ 水素エネルギーの情報収集及び普及啓発

本市には液体水素の先進的な実験が行われている J A X A 能代ロケット実験場を有しているほか、民間事業者による国の水素に関する実証事業が令和3年度末を終期として行われておりますが、市民の水素エネルギーに対する理解促進に向けては、更なる普及啓発が必要です。

## 4 その対策

---

(1) 次世代エネルギーの先進的なまち

○ 陸上風力発電事業の促進

風力発電の先進地域である本市において、地元の企業等が主体となる取組や地元に貢献すると認められる事業を促進します。

○ 洋上風力発電事業の促進

環境影響評価の結果を踏まえ、影響が想定される海域の漁業関係者等との調整を図りながら、港湾区域内及び周辺の一般海域における洋上風力発電事業を促進します。

○ 風力発電の拠点形成の推進

風力発電の新設・リブレースを見据えながら、能代港の洋上風力発電の建設・メンテナンス拠点としての港湾整備・機能強化を促進するとともに、関連産業の集積や地元企業の育成を推進し、風力発電の拠点形成をめざします。また、地域の豊富な再生可能エネルギー資源や新たな技術の導入によるカーボンニュートラルポート形成に向けた研究をしていきます。

○ 民間や公共での再生可能エネルギーの導入促進

民間住宅や事業所等への太陽光や木質バイオマス等、再生可能エネルギーの導入を促進します。

○ 新たなエネルギーシステムの研究

技術開発やエネルギー市場の動向把握に努め、市内に点在する再生可能エネルギー発電施設と蓄電池や電気自動車（EV）などを組み合わせたエネルギーの地

産地消と有効活用を可能とするマネジメントシステムなどの新たな仕組みの導入可能性について研究します。

## (2) 地域をリードする産業の創出・活性化

### ○ 地元企業の次世代エネルギー事業への参画促進

今後も、新たな再生可能エネルギー事業が想定されることから、地元企業に対し、事業計画や資金調達に関する情報を提供するとともに、企業相互の連携を深め、次世代エネルギー事業への参画を促進します。

### ○ 次世代エネルギー関連産業の創出・育成

地元企業の次世代エネルギー関連分野への参画を促進するため、支援制度に関する情報提供や人材育成支援に加え、県外企業や研究機関とのマッチング機会を創出し、施工やメンテナンスのほか、関連設備や部品の製造など、新規分野への進出を促進します。

### ○ 地産地消型の電力供給によるエネルギーコスト縮減の可能性検討

発電設備や関連設備、エネルギーマネジメントシステムなどの技術革新のほか、国の補助制度等の状況の変化を踏まえながら、市内で発電した再生可能エネルギーを市内で活用することで、市民や事業者のエネルギーコストを縮減させる仕組みについて検討します。

### ○ 農業等に再生可能エネルギーを活用した地域振興の検討

農山村地域への再生可能エネルギーの導入にあたっては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、農林業との調和を図りながら、地域の活性化に再生可能エネルギーを活用する仕組みを検討します。

## (3) 災害時でも活用できる電力供給システムの構築

### ○ 発電事業者との連携による非常用電源確保の検討

風力発電施設等が発電した電力について、非常時に防災拠点施設等への供給を可能とするため、発電事業者と連携して、必要な設備の導入等を進めます。

### ○ 大規模発電事業への蓄電池等の併設促進

有事の際に、再生可能エネルギーを電源として活用できるよう、今後計画される大規模発電事業に対して、災害時に安定供給を可能とする蓄電池設備の併設を促進します。

## (4) 水素エネルギーの利活用

### ○ 水素エネルギーの情報収集及び普及啓発

水素社会の実現に向け、JAXA 能代ロケット実験場との連携のもと、情報収集体制の強化に努め、市民への広報に積極的に取り組みます。また、再生可能エネルギーのトッランナーである優位性を活かし、実証事業等の誘致に努めます。

## 5 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>施策区分          | 事業名<br>(施設名)                                   | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考 |
|------------------------|--|---|----------|----|
| 11 再生可能エネルギーの<br>利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設<br><br>(2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 次世代エネルギー導入促進事業<br>・事業の必要性：次世代エネルギーの導入が地域の発展につながるように取り組む必要がある。<br>・具体的な事業内容：風力発電の拠点形成に向けた風力発電事業者との連携強化、地域内企業の支援等を実施する。<br>・事業の効果：風力発電の関連産業の集積等により、雇用の増加等が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。 | 市        |    |

### 第 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

○ 自然環境の保全及び再生の方針

地球温暖化防止、循環型社会の形成、自然環境の保全をめざし、環境配慮に向けた先進的な取組を展開するため、太陽光・熱、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用について、地域の中核となる公共・公用施設への導入を検討します。

## 1 現況と問題点

---

自然と共生し持続できる環境・衛生

○ 山・川・海に囲まれた豊かな自然環境

本市は、世界自然遺産である白神山地をはじめ、米代川やきみまち阪、風の松原、小友沼、そして日本海等、豊かな自然に囲まれた地域であり、これらの自然環境は、良好な景観を形成しています。この豊かな自然環境を継承するため、環境保全に関する組織や活動の充実が求められています。

## 2 その対策

---

自然と共生し持続できる環境・衛生

○ 環境に対する意識を高め自然環境を保全する

環境保全に取り組む市民や団体の活動を支援するとともに、環境学習の推進や環境保全に対する意識啓発等を行い、環境に対する意識を高めることで自然環境の保全に努めます。また、省エネルギーの促進等により、地球温暖化対策や環境に配慮した取組を進めます。

## 3 能代市公共施設等総合管理計画との整合

---

その他地域の持続的発展に関し必要な施設の整備等については、総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と整合を図りつつ、適正に事業を推進していきます。

出張所は、本庁舎からの距離、地域の規模や範囲、利用状況等のほか、地域づくりの拠点機能及びその代替施設の有無を踏まえ、統廃合を検討します。また、老朽化に伴う施設更新が必要となる場合には、複合化等も検討します。

用途廃止施設は、用途転用による施設の有効活用を検討します。効果的な転用先がない場合には、解体や売却を進めます。



| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考   |
|---------------|--------------------|---|----------|--|
| 2 産業の振興       | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>能代市公園施設長寿命化計画見直し事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：日常的な憩いの空間である公園を、住民が将来にわたって利用していくためには、計画的かつ適切な維持管理が必要となる。</li> <li>・具体的な事業内容：施設の健全度を調査し、公園施設長寿命化計画の見直しをする。</li> <li>・事業効果：安心・安全な環境が整った憩いの場を市民に提供でき、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>安心・安全な環境が整った憩いの場を市民に提供でき、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |



| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考  |
|---------------------------|----------------------|--|----------|---|
| 4 交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保 | (9)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>地域公共交通活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：地域の実情に応じた公共交通の維持等を図る必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：市街地巡回バスの運行、デマンド型乗り合いタクシーの運行等を実施する。</li> <li>・事業効果：持続可能な公共交通網の形成が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>持続可能な公共交通網の形成が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |



| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考   |
|---------------|----------------------|--|----------|--|
| 5 生活環境の<br>整備 | (7)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>工業団地排水機場更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：桧山川の増水により自然流下ができなくなった場合に強制的に排水を行う。</li> <li>・具体的な事業内容：施設の老朽化による更新※S58. 4. 1 供用開始</li> <li>・事業効果：工業団地内の円滑な排水につながり、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>工業団地内の円滑な排水につながり、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容   | 事業<br>主体 | 備考  |
|-------------------------------|-------------------|--|----------|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>緊急通報装置・ふれあい安心電話事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：高齢化、核家族化の進行に伴い高齢者単独世帯が増えており、こうした世帯が在宅で安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備が必要とされている。</li> <li>・具体的な事業内容：日常生活に不安のある高齢者単独世帯等に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応を図る。また、日常生活に不安のある高齢者単独世帯等に、週1回安否確認の電話をし、見守り体制の充実を図る。</li> <li>・事業効果：高齢者単独世帯等の安全安心の確保や不安感・孤独感の解消が図られることにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>高齢者単独世帯等の安全安心の確保や不安感・孤独感の解消が図られることにより、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p>           |
|                               |                   | <p>軽度生活援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：高齢化、核家族化の進行に伴い高齢者単独世帯等が増えており、こうした世帯が在宅で安全にかつ安心して暮らすことのできる環境の整備が必要とされている。</li> <li>・具体的な事業内容：高齢者単独世帯等に外出時の支援、食事・食材の確保や除雪等の日常生活上の軽易な援助を受けることができる利用券を交付し、支援する。</li> <li>・事業効果：高齢者単独世帯等の負担軽減及び自立生活の支援が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul>  | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>高齢者単独世帯等の負担軽減及び自立生活の支援が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p>                      |
|                               |                   | <p>高齢者外出支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：高齢化が進展する中、在宅寝たきり等高齢者が増加しており、交通機関の利用が困難な高齢者の移動支援が必要とされている。</li> <li>・具体的な事業内容：福祉施設への入退所時の送迎や医療機関への送迎を行う。</li> <li>・事業効果：在宅高齢者世帯の負担軽減及び在宅生活への支援が図られることにより安心して暮らせる環境が整備され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul>  | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>在宅高齢者世帯の負担軽減及び在宅生活への支援が図られることにより安心して暮らせる環境が整備され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |



| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容   | 事業<br>主体         | 備考   |
|---------------|-----------------------|--|------------------|--|
| 7 医療の確保       | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>救急医療対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：住民が安心な暮らしを実現していく上で、休日、夜間等の救急医療体制の確保が必要とされている。</li> <li>・具体的な事業内容：休日診療を当番制で担当する在宅当番医制運営事業及び休日、夜間の急患の対応を行う病院群輪番制病院運営事業を実施する。</li> <li>・事業効果：救急医療の確保が図られることにより、地域の安心な生活の実現につながり、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 広域<br>市町村<br>圏組合 | <p>負担金<br/>当該施策の効果</p> <p>救急医療の確保が図られることにより、地域の安心な生活の実現につながり、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考  |
|---------------|-----------------------|---|----------|---|
| 8 教育の振興       | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>老朽化公共施設解体事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：人口減少等により廃止した公共施設について、老朽化等により有効活用が困難となっているものについては、危険防止、景観保全及び維持管理費用の削減のため、解体撤去を行う必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：老朽化等により有効活用が困難な公共施設の解体撤去を行う。</li> <li>・事業効果：住民の安全・安心な暮らしの実現を図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        | <p>当該施策の効果<br/>住民の安全・安心な暮らしの実現を図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |



| 持続的発展<br>施策区分          | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業<br>主体 | 備考  |
|------------------------|-----------------------|---|----------|---|
| 11 再生可能エネルギーの<br>利用の推進 | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | <p>次世代エネルギー導入促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性：次世代エネルギーの導入が地域の発展につながるよう取り組む必要がある。</li> <li>・具体的な事業内容：風力発電の拠点形成に向けた風力発電事業者との連携強化、地域内企業の支援等を実施する。</li> <li>・事業効果：風力発電の関連産業の集積等により、雇用の増加等が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</li> </ul> | 市        | <p>当該施策の効果</p> <p>風力発電の関連産業の集積等により、雇用の増加等が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> |